

令和3年第2回定例会（12月議会）
教育公安委員会（分科会）
会議の概要

書記 松江翔一 録

招集年月日時 令和3年11月25日（木曜日）
予算特別委員会終了後
招集場所 議事堂 教育公安委員会室

本定例会（12月議会）における案件（委員会）

- 議案第206号**
市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第207号**
教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第208号**
秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第216号**
公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第217号**
交通事故に係る和解について
- 議案第218号**
交通事故に係る和解について
- 議案第219号**
交通事故に係る和解について
- 議案第220号**
交通事故に係る和解について
- 請願第7号**
義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための政府予算に係る意見書採択に関する請願について
- 請願第11号**
秋田県立西目高等学校再編整備に係る請願について
- 付託案件以外の所管事項**

本定例会（12月議会）における案件（分科会）

- 議案第193号**
令和3年度秋田県一般会計補正予算（第7号）
（教育委員会及び警察本部の関係部門）

令和3年11月25日（木曜日）

本日の会議案件

- 席順の決定
- 会議録署名員の指名

3 審査日程

4 議案第206号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
（趣旨説明・質疑）
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

5 議案第207号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
（趣旨説明・質疑）
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

本日の出席状況

出席委員

委員長	今川雄策
副委員長	児玉政明
委員	北林康司
委員	鶴田有司
委員	高橋豪
委員	東海林洋
委員	小原正晃

書記

議会事務局議事課	松江翔一
議会事務局政務調査課	安原駿平
教育庁総務課	石塚祐樹
警察本部警務部総務課	高岡義明

会議の概要

午前10時28分 開議

出席委員

委員長	今川雄策
副委員長	児玉政明
委員	北林康司
委員	鶴田有司
委員	高橋豪
委員	東海林洋
委員	小原正晃

説明者

教育長	安田浩幸
教育次長	石川定人
教育次長	石川政昭
総務課長	元野隆史
警察本部長	久田誠
警務部長	後藤健太郎
警務部参事官（兼）総務課長	
	一関雄一
警務部会計課長	浅沼圭

委員長

ただいまから、本日の教育公安委員会を開きます。
初めに、高橋豪議員が本委員会の委員となりましたので、席順についてお諮りします。

席順は、ただいま着席しているとおりに決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

席順は、ただいま着席しているとおりに決定します。

次に、高橋豪委員から自己紹介をお願いします。

【高橋豪委員 自己紹介】

委員長

次に、会議録署名員を指名します。

第2回定例会12月議会を通しての会議録署名員には、高橋豪委員、東海林洋委員を指名します。

次に、委員会の審査日程についてお諮りします。審査日程案及び付託議案一覧表を配付しておりますので、これらを御覧ください。

なお、審査日程案では、本日この日程協議終了後に教育委員会関係の給与条例等の改正関係、12月7日に警察本部関係、12月8日に給与条例等の改正関係以外の教育委員会関係の審査を行う予定としております。

審査日程案について、御意見等ございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

審査日程は、原案のとおりとすることに決定されました。

なお、審査の進捗状況によっては、審査日程からずれることがあり得ますので、あらかじめ御承知おきください。

これをもちまして日程協議は終了しますが、引き続き、教育委員会関係の議案の審査を行います。説明者交替のため、暫時休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時31分 再開

出席委員

委員長	今川雄策
副委員長	児玉政明
委員	北林康司

委員	鶴田有司
委員	高橋豪
委員	東海林洋
委員	小原正晃

説明者

教育長	安田浩幸
教育次長	石川定人
教育次長	石川政昭
総務課長	元野隆史
総務課施設整備室長	安田一彦
教職員給与課長	丸山隆志
幼保推進課長	熊谷仁志
義務教育課長	和田渉
高校教育課長	渡辺勉
特別支援教育課長	佐々木孝紀
生涯学習課長	橋本裕巳
生涯学習課文化財保護室長	武藤祐浩
保健体育課長	寺田潤
福利課長	太田司

委員長

委員会を再開します。

次に、教育委員会関係の議案に関する審査を行います。

議案第206号及び議案第207号を一括議題とします。

教育長の説明を求めます。

教育長

【部局関係説明書により説明】

委員長

次に、関係課長の説明を求めます。

教職員給与課長

【議案〔3〕及び提出資料により説明】

委員長

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

以上で教育委員会関係の議案に関する質疑を終了します。

ここで、委員会を暫時休憩します。

本日午後1時30分に委員会を再開し、議案第206号及び議案第207号についての討論・採決を行います。

午前10時40分 休憩

午後 1時27分 再開

出席委員

委員長	今川雄策
副委員長	児玉政明
委員	北林康司
委員	鶴田有司
委員	高橋豪
委員	東海林洋
委員	小原正晃

説明者

教育長	安田浩幸
教育次長	石川定人
教育次長	石川政昭
総務課長	元野隆史
警察本部長	久田誠
警務部長	後藤健太郎
警務部参事官（兼）総務課長	一関雄一
警務部会計課長	浅沼圭

委員長

委員会を再開します。

初めに、各委員からの発言通告がありませんので、付託議案に関する質疑は終局したものと認めます。

付託議案について、討論・採決を行います。

議案第206号及び議案第207号、以上2件を一括議題とします。

討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

採決します。

議案第206号ほか1件は、原案のとおり可決すべきものと、決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

議案第206号ほか1件は、原案のとおり可決すべきものと、決定されました。

本日はこれをもって散会し、12月7日火曜日、予算特別委員会終了後に、委員会及び分科会を開き、警察本部関係の付託議案等の審査を行います。

散会します。

午後1時28分 散会

令和3年12月7日（火曜日）

本日の会議案件

- 1 教育委員会関係の付託案件以外の所管事項
(趣旨説明・質疑)
- 2 分科会会議録署名員の指名
- 3 議案第193号
令和3年度秋田県一般会計補正予算（第7号）
(警察本部の関係部門) (趣旨説明・質疑)
- 4 議案第208号
秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を
改正する条例案 (趣旨説明・質疑)
- 5 議案第218号
交通事故に係る和解について
(趣旨説明・質疑)
- 6 議案第219号
交通事故に係る和解について
(趣旨説明・質疑)
- 7 議案第220号
交通事故に係る和解について
(趣旨説明・質疑)
- 8 警察本部関係の付託案件以外の所管事項
(質疑)

本日の出席状況

出席委員

委員長(会長)	今川雄策
副委員長(副会長)	児玉政明
委員(分科員)	北林康司
委員(分科員)	鶴田有司
委員(分科員)	高橋豪
委員(分科員)	東海林洋
委員(分科員)	小原正晃

書記

議会事務局議事課	松江翔一
議会事務局政務調査課	安原駿平
教育庁総務課	石塚祐樹
警察本部警務部総務課	高岡義明

会議の概要

午前11時00分 開議

出席委員

委員長	今川雄策
副委員長	児玉政明
委員	北林康司
委員	鶴田有司

委員	高橋豪
委員	東海林洋
委員	小原正晃

説明者

教育長	安田浩幸
教育次長	石川定人
教育次長	石川政昭
総務課長	元野隆史
義務教育課長	和田渉

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、教育委員会関係の所管事項に関する審査を行います。

執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

教育長

報道されておりますとおり、中学校に勤務する男性校長がハラスメント行為を働いたことから、当該校長を11月25日付で懲戒処分といたしました。去る10月7日には飲酒運転を行った教員を懲戒免職としたばかりであり、更に今回は学校運営を取り仕切る校長の不祥事ということで影響も大きく、私どもとしても責任の重さを痛感しているところであります。

今回の事案を受け、改めて校長や教頭を含めた全ての教職員に対し、教育公務員として身を律するよう指導するとともに、当該校の生徒や職員に対しましてもしっかりと支援してまいりたいと考えております。

生徒並びに保護者をはじめとした県民の皆様に対し、おわびを申し上げます。このたびは申し訳ありませんでした。

義務教育課長

【教職員の懲戒処分について当日提出資料により説明】

委員長

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明に関する質疑を行います。

北林康司委員

教育庁が本事案を認知したのはいつでしたか。

義務教育課長

9月の中旬から下旬にかけて私から報告いたしました。

北林康司委員

由利本荘市教育委員会において認知したのはいつ頃か聞いていますか。

義務教育課長

その頃の同日であります。

北林康司委員

私もこの処分に関してまだ理解が足りないのかもしれませんが、今の時代セクシュアルハラスメントとかパワーハラスメントというものへの国民の感情というのは結構重大になっていますよね。この発表が出たときに議員控室にいたところ、他の議員から、「この処分は軽くないですか、こんなものでいいのですか。」という言い方をされました。私もそこは何とも言えないなと思いつつも、皆さんはどうお考えでしょうか。皆さんが決めたことでしょうか。

義務教育課長

本件の処分の検討に当たって過去の事例を参照したところ、過去1件しかありませんでしたが、停職6か月でありました。それから、同様の事案について全国の状況も調べましたが、適正な処分をしたと受け止めております。

北林康司委員

説明いただいた中では、このパワハラが行われていたという期間は結構長かったのではないですか。

義務教育課長

4月から9月までの期間であります。

北林康司委員

もう一つ、この校長は停職6か月となった後はどういう身分になるのですか。

義務教育課長

身分は保持されますので校長になります。

北林康司委員

そこが少し県民感覚とは違うのではないかなという感じがします。「またその人が校長になるのですか。」と聞かれたときに我々は何と答えていいかわからないですね。

義務教育課長

その件についてはこれから検討していかねばならないのですが、学校に戻ることは極めて困難と受け止めており、校長という職に再度復帰することは非常に難しいものと捉えています。配置先につきましては、どういったところが適正なのか今後慎重に考えていきたいと思っています。

北林康司委員

分かりました。その後の取扱いというか、措置の方法については注視してまいります。

小原正晃委員

校長先生が学校に戻らないというような話だったのですけれども、働く人たちの環境を考えれば仕方ないのかなと思っています。この校長先生のこういう行為によって、例えば学校に来られなくなったとか、心とか体に支障を来した職員はいたのですか。

義務教育課長

残念ながら、ほとんどの教職員が不快な気持ちになっていて、教頭に相談をしておりました。そのう

ち、やはり精神的な面で非常に強い緊張感を味わったということで受診した方が1名おりました。

小原正晃委員

部下は上司を選べないというか、なかなかこれは難しい話だと思うのです。校長になるにあたっては人格も含めて、リーダーシップがしっかり取れるか、どういう教育方針なのかというような試験があると思うのですけれども、この先生はそういう面では問題ないという判断で審査に合格されて校長先生になったのですよね。

義務教育課長

通常の昇任選考試験がございますので、それののって合格した上で配置されています。

小原正晃委員

リーダーたるものやはりいろいろなところに配慮しなければならぬと思います。皆さん方が審査するときも含めて、人間性とか、そういったところまで見ることができているのでしょうか。能力だけでなく、人間性までしっかり見られるかというのはもう一回見極めていかなければいけないと思うのですけれども、そういった部分で何かを変えたりするのですか。

義務教育課長

選考試験は大きく2つありまして、まず1つは小論文、それからもう1つは面接になっています。面接は1人に40分の時間を掛けております。今回の事案も受けて、今後の面接ではハラスメントに対する正しい知識を持っているかどうか、それから、それを受け止める自覚をしっかり持っているかどうかといった内容も取り入れていかなければならないと思っています。

小原正晃委員

是非そういったものもしっかり取り入れてください。やはり人間性なども含めて審査する必要があると思うので、全部を見られるわけではないのですけれども、ある程度注意を喚起していかなければ、なかなか問題の解決にはならないと思っています。

あともう一つは、部下のほうに関して、先ほど相談体制の強化という話がありました。例えば校長先生だと直属の上司ですから、なかなか言いづらい部分もあるかもしれません。教育委員会とかほかのルートからしっかり指導してもらうようなものでなければ言いにくいと思います。人間関係が仕事の8割だと思うので、そういったところについてはどのように変えて言いやすくなっていくのか、その辺りをもう一回説明してもらえますか。

義務教育課長

ハラスメントにつきましては、通常は学校の4月の職員会議の場で、管理職から職員に伝えることになっています。これは全ての学校です。ただ、今回

の事案を通して学んだことは、それが残念ながら十分に機能していなかったということだと捉えています。もっと気楽にといいますか、困ったことがあったときにはもっと初期の段階で相談してもらいたいと思います。また、管理職につきましては市町村教育委員会が窓口となっていますので、問題を校内にとどめるのではなくて、市町村教育委員会に相談するのだよというところをもう少し徹底して先生方に周知していかなければいけないと思っています。これは必ず実行したいと思っています。

鶴田有司委員

先ほど課長から、校長という資格は保持されるが学校に復帰することはないだろうという説明がありましたけれども、当然この方は教頭職を経ているわけですよ。こうした問題を起こす人だと見抜くというのは一般の企業においてもなかなか難しいです。面接やペーパーテストをやっても、それでも想像できなかったことが起こり得るというのも当然あると思うのですが、少なくとも教頭職——管理職を経験していると思うのです。それから、恐らくこの校長先生はこの学校で初めて校長になったわけではなく、前任校があると思うのですけれども、そこでの勤務状況等もよく見ておかなければならないのかなと思います。前任校ではどうだったの分かりませんが、校長先生になったことで何でもできるようになったと錯覚を起こしてしまったのかもしれませんが、何でもできるという言い方は少し極端かもしれませんが、もしそういう要因があるのだとしたら、この方ではなくても今後また同じようなことが起こる可能性があります。その辺はどう見えていますか。

義務教育課長

選考試験においては、先ほど申し上げましたように面接を行っていますけれども、管理職としての働きぶりについては、教育事務所出張所の所長が訪問して、しっかり面談をすることで考え方などを確認しています。例えば御指摘のように、横柄になってきていないとか、そういった傾向についても把握し、指導すべき点はしっかり指導していかなければいけないと思っています。

鶴田有司委員

見極めるのはなかなか難しいかもしれませんが、今回のようなケースは周りに与える影響が大きいと思いますし、先ほども言ったように、また同じようなことを繰り返さないためにも、事案発生に至るまでどういう変化があったのか、もともとそういう素養があったのかなどについてもしっかり見ていかなければならないのではないかと思います。そこは今後十分に注意してもらいたいと思いますけれども、教育長、どうでしょうか。

教育長

私も2つの高校で5年ほど校長をやったのですが、校長ですので、リーダーシップを發揮して強い指導や厳しい指導などが求められる場面もたくさんあります。ただ、その強い指導と威圧的な指導というのはやっぱり違う。それから、先生方とのコミュニケーションを取る必要もありますが、通常のコミュニケーションとハラスメントになるような接し方も違うだろうと。そういう違いを本当に敏感に考えながらというか、すごく注意しながら我々はやってきたつもりですし、自分の発言の仕方などに注意しながら職員や生徒に対応していかなければならない時代です。今回の事案に関しては、そういう自覚が足りなかったし、度を越えているというよりもそもそも問題外なのですが、そういうことに関しては面談や通知等いろいろな方法を通して指導していかなければならないと思っています。市町村であれば市町村教育委員会や教育事務所が、高校であれば高校教育課が校長との面談等を行っていますが、特に管理職に昇任する段階——教頭や校長に昇任する段階ではもう少し注意深く見ていかなければなりませんし、学校が変わったり職場の雰囲気が変わったり、あるいは校長自身の家庭の事情等によるストレスなどによっても状況が変わることはありますので、そういう面からもしっかりと見抜いていけるようにしたいと思います。あともう一つは、先ほども職場からそういった報告がなかなか上がってこないという話があり、これは今回課題だったと感じています。我々はよく窓口と言っているのですけれども、今回は校長の部分に関してうまく機能しなかったということで、例えば教頭や養護教諭等に訴えてもらっていいし、あるいは教頭のことであればこの人にとというように窓口をはっきりさせながら、どんな小さな情報でも先生方が日頃から感じていることが上司等に伝わっていく職場にしなければいけないと思いますので、その辺に関しても再度確認して、相談窓口がしっかりと機能するように我々のほうで整えていかなければいけないと思っています。

鶴田有司委員

しっかりと対応をお願いします。

高橋豪委員

非常に残念な事案でありますけれども、処分を受けるのが校長先生という学校の責任者——トップということですので、この事案が生徒に与える影響も非常に大きかったのではないかと思います。生徒に対してはどういった説明とフォローをしているのかについて確認させてください。それから保護者の方々も同様な思いを持っていると思いますので、その辺の対応について伺いたいと思います。

義務教育課長

子供たちに関しましては、教頭がリーダーとなっ

て、子供たちの行動の変化などを担任を通して把握していたと聞いています。

保護者に関しましては、処分発表日に保護者説明会を開いて、教頭から丁寧に経緯を説明したと聞いています。

現在の子供たちの様子ですけれども、幸い落ち着いて生活をしていると聞いています。12月1日付で後任の校長が赴任しておりますので、更によりよい学校作りをしてくれることを願っているところで

高橋豪委員

やはり子供たちが学校の主役ですので、何とか子供たちに影響がないよう、学校、それから教育委員会を挙げてフォローしていただきたいと思います。

仙北市では、皆さんも御存じのように過去同様のパワハラ的事案があって、その際は職員の方が亡くなってしまいました。そのときもいろいろな議論になり、再発防止ということを何度も言っていました。またこういう形になってしまっているわけですので、管理職にかかわらず、働いている皆さんが意識し合いながら厳しく対処していかなければ、こうした事案はなかなかなくなるのではないかと思います。

それからもう一つ、市町村教育委員会が窓口になっているということですが、やはり県と市町村教育委員会との密な連絡というのが非常に大事であると思いますし、教育委員会側としても先生方が言いづらい雰囲気を作らないような取組が必要ではないかと思うのですが、今後の再発防止に向けまして、その辺はいかがでしょうか。

義務教育課長

やはり一番大事なことは、職員室の雰囲気作りだと思います。先生方が悩みを抱えていたり、人間関係に困難を抱えているようなときに、いつでも誰にでも相談できるような雰囲気作りをしていかなければいけないと思っています。ただ、ハラスメントの窓口というのは必ず設けており、それは4月に校内で指定しています。その窓口となる先生に相談するわけですけれども、そういった先生にすぐにでも相談できるように、そして校長と教頭は相互にチェックする体制としなければならぬと思っています。窓口となる先生においては、上下関係など、多少言いづらい関係があるかもしれませんが、先生方からいろいろな声があったときには、たとえ言いづらくても立場を超えて毅然と伝えているものと思っています。

あと、管理職における一番大事なこととして、伝える内容もそうですけれども、伝え方についても研修していかなければいけないと思っています。どうしても必要があって伝えることであっても言い方と

いうのがありますから、より丁寧に相手が納得できるような形で伝えるということも求められていると思います。

それから、先生方は一人一人違うということをしつかり認識しなければいけないと思います。同じ言葉であっても、これをプラスに受け止めるか、マイナスに受け止めるか、いろいろな特徴がございますので、先生方一人一人の特性をしつかり把握した上で指示や伝達をしていかなければいけないと思っています。

東海林洋委員

繰り返しになるかもしれませんが、人事に関しては採用や処分、それから通常の管理も県教委（秋田県教育委員会）がやっていると思いますが、先ほど課長は管理職の相談窓口は市町村教育委員会だとおっしゃっていました。全県の市町村教育委員会です各市町村立学校の相談体制がしつかり整っていると考えていいのですか。

義務教育課長

市町村教育委員会が相談窓口になっているというのは県内全てです。県教育委員会が全く関係ないということではありませんが、服務監督上、一番最初に相談できる窓口が市町村教育委員会となっています。ただ、相談内容に応じて、更に情報収集が必要となったり、より広域的に捉える必要がある場合にはもちろん県教育委員会に相談がありますので、そういった形で県と市町村で一緒に対応しています。

東海林洋委員

通常は何らかの事件や事故を受けて懲戒処分となるのが一般的ですが、今回の事案に関しては、被害に遭ったと思われる方々から被害届などの法的なものを出されているわけですか。

義務教育課長

出されておられません。

東海林洋委員

それでは、処分の元になる司法判断がないわけですから、具体的な検証を内部で行い、このような事実が確実にあったと確認したのですか。

義務教育課長

懲戒処分につきましては道義的な責任を求めるものですので、内部の調査になりますが、市町村教育委員会、それから私たち県教委の調査結果に基づいて処分しております。

東海林洋委員

それに基づく停職6か月という処分は、懲戒処分からすればどれぐらい重い処分になりますか。最も重い懲戒免職から数えると何番目ぐらいでしょうか。

義務教育課長

全般的に一番重いのは懲戒免職に当たりますけれども、ハラスメントにつきましては処分基準があり

まして、その中で一番重いのは停職となっていますので、期間は別として、今回の処分が一番重いところに位置しています。

東海林洋委員

先ほど、この方は身分としては校長職のままですが、現場の校長を退くことになるだろうという話がありました。教育委員会では降格という制度はないのですか。やれるとすれば誰の判断でできるのか、なぜ今回はしないのか説明してください。

義務教育課長

今回は停職処分としていますが、降格につきましては希望降任——自分から希望して降任するという形になっています。

北林康司委員

そこは私も不思議だなと思います。民間の会社であれば、これだけのことをしたら降格ということがあるでしょう。今の規則でそうなっている以上、何ともできないのですが、そういうところが県民感覚からするとおかしいと言っているのです。

もう一つ、課長は先ほど東海林委員からの質問に対して、市町村教育委員会でしっかりと対応できるようになっていると言いましたが、例えばいじめの問題などでは、市町村教育委員会が事態が大きくなるような対応をするケースもあったかと思えます。今回もそれに類似したものがあったかどうかは別として、私も長い間この委員会にいますけれども、やはり文科省（文部科学省）、県教育委員会、市町村教育委員会という3段階がどうも分かりにくいと感じています。今言われたように、市町村教育委員会でしっかりと対応していければ、例えばいじめの問題などは後で大きな問題にならないでしょう。ところが、言葉は悪いけれども、市町村教育委員会でそういった事案を隠すような傾向がある。その対応が果たしていいのか疑問です。かつて、いじめの問題の関係で私に電話が掛かってきたことがあり、それを県教育委員会に言ったら、「教えてもらいありがとうございました。」とすぐに対応されていました。やっぱりそれくらいのスピード感がないといけないと思います。私が時々、過去のいろいろな事故、事件のデータを一覧で出ささいと言うのはそこなのです。まだ市町村教育委員会で調査中ですという形で、必ずと言っていいほど報告に来るのが遅い。だから、今東海林委員が言ったように、今回の問題も含めて市町村教育委員会で果たしてうまく対応できるのか疑問なのです。あなた方にお話ししても難しいかもしれないけれども、その辺も考えてみてはどうでしょうか。

教育次長（石川政昭）

北林委員からご提言のありました部分につきまして、単に市町村教育委員会に任せておくのではなく

て、県教委も関わりながら、そういった点をスムーズに運べるようにこの後配慮してまいりたいと思います。

あわせまして、これまで降格といった措置を実施したことはないのですが、今まで希望降任という制度で降任された方はおります。ただ、法的に調べてみたところ法律の中には降格というシステムがあるようですので、この後どういう形になるか分かりませんが、研究していくことは必要と考えております。

鶴田有司委員

過去には降格がなかったということでしたが、私が議員になってから知事部局で1回だけ見たことがあります。国から出向で来た方が部長から次長になってお帰りいただいたというケースが1回あったように思います。

教育長

我々の記憶の中では過去になかったと言っていますけれども、もう少し遡ればもしかすればあるかもしれません。こういった校長等の不祥事であれば、そういったこともあり得ると思いますので、検討したいとは思っています。

児玉政明委員

私からも1点。少し話は戻りますけれども、先ほど鶴田委員から、身分が性格を変えたといいますが、校長という身分になったことでこのような態度になったのではないかという話がありました。やはりこういう人は元からこういう性格の持ち主なのだと考えられます。例えば前任校の校長だったときとか、教頭だったときなどに今回の事案のようなことは一つもなかったのですか。

義務教育課長

我々の調査では、校長としては今3校目となりまますけれども、一番最初の学校のときに言動がきつい、厳しいという評価があったと聞いております。

児玉政明委員

教頭なり校長になるための昇任選考試験では面接とかを行うとのことでしたが、例えば過去の人事評価などを選考試験において参考にしたりするのですか。

義務教育課長

人事評価につきましては、過去3年分を選考試験においても参考にしています。

児玉政明委員

それは上司の評価や部下からの評価などを参考としているのですか。

義務教育課長

上司による評価です。

児玉政明委員

部下からの評価というのではないですか。

義務教育課長

部下からの評価はありません。

児玉政明委員

上司ということであれば、評価する上司が決まっているので、その人に対してだけいい態度を見せているのかもしれませんが。部下からの評価もあれば、本来の評価に近いように感じるのですが、今まで部下からの評価を参考にしたことは全くないですね。

義務教育課長

そういった部下からの評価というのは、学校ではなされておりません。ただ、これは研究していかなければいけないと考えています。

児玉政明委員

先ほどから話も出ておりますが、こういったハラスメントは期間を置けば、また次の事案が発生することもあるかと思っておりますので、今言われたことと併せて、先ほど話のあった降格の制度に関しても研究してもらって、なるべくこういった事案が発生しないようにお願いしたいと思います。

小原正晃委員

皆さんと同じ話ですけれども、降格になったりすることがあれば身分や給与が下がることに危機感を感じますので、防止策につながってくると思うのです。また、1回やってしまったときに、しっかりと反省した上でもう一度昇任にチャレンジするということもあると思います。そうしたことから降格という制度についてしっかり研究してもらって、いろいろ組み込んでいくべきだと思います。

教育次長（石川政昭）

先ほど法的に降格という仕組みがあるとお話ししましたが、実は懲戒処分の中には降格という仕組みはございません。不適格などといった分限のほうの仕組みの中に降任という仕組みがあるようですので、そういった部分を考えていかなければならないでしょうし、先ほど課長が答弁した管理職のマネジメントチェックをどのようにしていくかという部分についても考えていく必要があるものと考えております。

委員長

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

以上で教育委員会関係の所管事項に関する質疑を終了します。

ここで、委員会を暫時休憩します。

再開は、午後1時30分とし、警察本部関係の付託議案等の審査を行います。

午前11時43分 休憩

午後1時30分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	今川雄策
副委員長（副会長）	児玉政明
委員（分科員）	北林康司
委員（分科員）	鶴田有司
委員（分科員）	高橋豪
委員（分科員）	東海林洋
委員（分科員）	小原正晃

説明者

警察本部長	久田誠
警務部長	後藤健太郎
生活安全部長	阿部清喜
刑事部長	永井広幸
交通部長	三浦潔
警備部長	平間伸司
警務部参事官（兼）首席監察官	佐藤雅宏
警務部首席参事官（兼）警務課長	町井浩一
生活安全部首席参事官（兼）生活安全企画課長	荻原勲
生活安全部首席参事官（兼）サイバー犯罪対策課長	納谷貴志
刑事部首席参事官（兼）刑事企画課長	佐藤利広
交通部首席参事官（兼）交通企画課長	佐々木薫
交通部首席参事官（兼）運転免許センター長	佐々木恒
警備部首席参事官（兼）警備第一課長	三浦悟
警務部参事官（兼）総務課長	一関雄一
生活安全部参事官（兼）人身安全対策課長	畠山洋
交通部参事官（兼）交通規制課長	虎谷一美
警備部参事官（兼）警備第二課長	蛭名英克
警務部会計課長	浅沼圭
生活安全部地域課長	古屋建一

委員長（会長）

委員会を再開し、予算特別委員会教育公安分科会を開きます。

初めに、分科会会議録署名員を指名します。

第2回定例会12月議会を通しての分科会会議録署名員には、高橋豪分科員、東海林洋分科員を指名します。

次に、警察本部関係の議案の審査を行います。

議案第208号、議案第218号、議案第219号及び議案第220号、以上4件を一括議題とします。

また、分科会では、議案第193号のうち、警察本部に關係する部門について審査を行います。

警察本部長の説明を求めます。

警察本部長

【部局關係説明書により説明】

委員長（会長）

初めに、補正予算關係の審査を行います。

關係課長の説明を求めます。

警務部会計課長

【議案〔1〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

鶴田有司委員（分科員）

ヘリコプター維持管理事業の予算繰越についてです。資料に記載されている繰越理由についてはやむを得ないことなのだろうと思えますけれども、これによって秋田県警として何か不都合が起きることはないのですか。

生活安全部長

実際にこのヘリテレ（ヘリコプターテレビシステム）が設置されて、運航開始となるのは来年の8月頃を見込んでおります。それまではこの新型やまどりがないので、その間の対応としまして、現在共同運航を実施していますなまはげ（県消防防災ヘリコプターのこと。）、更には隣接県のヘリテレを登載している警察用の飛行機、ヘリコプターを順次運用して、各種事案対応に当たりたいと考えています。

鶴田有司委員（分科員）

確認ですけれども、もともと8月からの運航ということだったのですか。

生活安全部長

このコロナ禍による機体等の納入の遅れがなければ、本来4月からという予定でした。

鶴田有司委員（分科員）

今部長が説明ありましたが、8月までの間は先ほどの説明のとおりで特に問題はないということですね。

生活安全部長

おっしゃるとおりであります。

鶴田有司委員（分科員）

分かりました。

児玉政明委員（分科員）

交通安全施設整備・維持管理事業の債務負担行為についてですけれども、これは横断歩道なり停止線

の再塗装を1回行えば、次の再塗装までどのぐらいもちますか。

交通部長

横断歩道の塗装については、車の通行量、それから除雪車でどのくらい削られるかによって若干違いがありますが、基本的に2年から6年で塗り替えとなります。2年というところは頻りに除雪されて削られるところ、6年というところはそうでないところとなります。そのくらいのサイクルで塗り直しをしております。

児玉政明委員（分科員）

これは来年の3月から4月にかけて再塗装をするということで債務負担行為を設定するわけですが、例えば雪が降る前にやっておくことはできないものなのですか。

交通部長

今回の債務負担行為限度額の4,000万円につきましては、学校周辺の横断歩道を最優先に組んでおります。これは提出資料にも書いていますとおり、雪解けとともに早く塗ってしまわないと、4月の新入学時期に間に合わないためです。横断歩道があるのは、通学路など学校周辺だけではなく、そうしたところは順次既定の予算で塗っていきます。先ほど言いましたとおり、2年から6年のスパンで消えているところから順次塗っていくという考えであります。

児玉政明委員（分科員）

通学路における危険箇所の調査も教育委員会と合同で実施していると思います。以前もこういった質問が出ていたと思うのですが、そういった調査で指摘された危険箇所の解消なり、教育委員会との連携の仕方について——そこら辺は各市町村での対応になると思いますけれども——そういった部分で進めている内容について教えてください。

交通部長

委員の御質問は、千葉県八街市で発生した、子供の列に車が突っ込んだという事故を受けての合同点検のことだと思います。

県内でも各市町村の教育委員会が主体となり、道路管理者と警察関係者を集めて点検を行いました。県内には183の小学校がございますので、その学校単位で通学路の点検を行ったわけです。その結果といたしまして、警察に要望されたものが96か所あり、その中で120の要望事項がございました。1か所で2つの要望、3つの要望ということもあるので、数としてはこのようになっています。その中には、危険箇所というよりも横断歩道の塗り直しを早くやってほしいですとか、横断歩道を新設してほしいですとか、それから子供の通学路が変わったので押しボタン式信号機を設置してほしいです

とか、そういったものが数多く寄せられており、順次施工しております。

児玉政明委員（分科員）

横断歩道などはすぐ対応できると思うのですけれども、信号機などはやっぱり時間が掛かるところもあると思います。そういった時間の掛かる部分についても、なるべく早めに対応していただければと思います。

東海林洋委員（分科員）

今の再塗装の件です。通年では全体でどれぐらいの事業量があるものですか。

交通部長

横断歩道の塗り直しの1年間の……

東海林洋委員（分科員）

横断歩道というか、いろいろな停止線なども含めて、もし分かるようであれば教えてください。

交通部長

今詳細な資料は手元にありませんので、確認して回答します。

交通部参事官（兼）交通規制課長

ただいま御質問のあった件ですが、令和3年度の塗装の施工は全て終了しております。その中で、横断歩道は9,759本のうち1,719本、約17.6%を施工しております。また、はみ出し通行禁止線は全県で552キロございますが、そのうちの約66キロ、全体の約11.9%を施工しております。また、それ以外の実線——これは一時停止線や横断歩道の予告マークなどになりますけれども——これは全県で約565キロありますが、そのうちの約103キロ、全体の18.2%の塗装を終了しております。

東海林洋委員（分科員）

量は分かりました。聞きたかったのは、春に線が消えていて危ないから学校の周辺は対応するというのですが、通学路以外の道路も春に線が消えていて危険なところが同じように存在するわけです。以前も我々の会派の佐藤正一郎議員が総括審査などで、春に自宅から県庁まで来る間に非常に危ない箇所が何か所かあるというような質疑をしたことがあるのですが、通学路に限らず前倒しして対応する箇所をもうちょっと増やしたらいいのではないかと思ってでした。警察ではどうお考えでしょうか。

交通部長

道路標示の再塗装工事は全て入札によって業者に委託してやっていますが、業者のマンパワー、それから能力もあります。4月の早い時期に全てを一斉に塗り替えるというのが理想ですが、業者の都合もあり、そういうわけにもいきませんので、できる範囲の中で優先順位を考えながら、通学路だったり、委員がおっしゃったような危険箇所などを1年間の

計画で順次塗り直しています。

東海林洋委員（分科員）

ということは、大体つかみの金額だとは思いますが、この債務負担行為が限度額の約4,000万円が春先に一斉に施工する上での県内事業者のアップーに近いと捉えているということですか。

交通部長

現時点ではそのように認識しております。

交通部参事官（兼）交通規制課長

ただいまの部長の答弁に補足します。本来は債務負担行為で全て塗り直すことが理想なのでしょうけれども、債務負担行為の部分には国の補助金が出ませんので、全て県単独自算で対応しなければなりません。本来であれば国の補助金が出る地域であっても債務負担行為分は補助金が付かないということで、県予算としてはかなり効率が悪くなってしまいます。そういった部分も踏まえながら、債務負担行為は最小限にとどめて、残りは新年度予算で塗装していくことにしています。

東海林洋委員（分科員）

債務負担行為を設定して先に実施する部分には、翌年度の国庫補助金が出ないという御答弁だったと思うのですが、それは本当なのですか。警察だけがそういう特殊なことをやっておられるのでしょうか。もしそうだとすれば、制度改正を要望して、北国などは早い時期に実施しないと危険だということを訴えれば、国庫補助も認めてもらえると思うのですが。国交省（国土交通省）でもどこでも当然のことながらゼロ国債（初年度に国費の支出がゼロとなる国庫債務負担行為のこと。）とかやっているわけですから、そうした対応も考えないといけないのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

警務部会計課長

本事業の補助金の性質でございますが、警察庁に対して事前に交付申請をしないと補助金が出ないという仕組みでございます。警察庁の予算は来年度予算になりますので、予算措置がない状況で交付申請しても補助金が出ないということになっております。したがって、令和3年度中に予算措置したものについて交付申請しても、補助金が出ないということになります。警察庁の予算がそれに対応していればいいのですけれども、現状ではそうではないということでもあります。

高橋豪委員（分科員）

ただいまの通学路の横断歩道の再塗装についてですが、通学路の安全性を早期に確保するということが、いいことだと思います。3月、4月に実施することなのですが、去年の冬は県南部では相当な豪雪で、それこそ横断歩道どころではないような状況だったと思います。私もずっと子供たちを見て

いると、冬期間の通学路の安全性が本当に担保されているのかが非常に心配です。警察と市町村、それから県でも除雪していると思うのですが、安全性を確保するためのやり取りというか、そういったことにも配慮が必要だと思うのです。その辺りはいかがでしょうか。

交通部長

委員御指摘のとおり、想定以上の雪が降った場合はなかなか大変なわけですが、基本的に道路管理者が除雪を実施しており、警察では道路除雪という行為は請け負っておりません。道路管理者が除雪をした上で、交差点付近に雪が山積みになって歩道が見えにくい場合などがあれば、警察と道路管理者、それから市町村が連携を取って、その山積みになった部分を隅切りして見通しを確保するなどの対策を講じております。

高橋豪委員（分科員）

今年も大雪かどうか分かりませんが、いずれ毎年のことですので、是非その辺はしっかり安全確保に努めていただきたいと思います。

それから基本的なことで申し訳ないのですが、この債務負担行為で大体どのぐらいの数の横断歩道に対応するのでしょうか。

交通部長

通学路付近の横断歩道は全部で約2,300本ほどございますが、このうちの大体五、六百本、パーセンテージでいきますと二十五、六%を毎年塗っております。よって、通学路の横断歩道は大体4年に1回のスパンで塗っているという現状でございます。

高橋豪委員（分科員）

先ほど通学路の危険箇所ということで120の要望事項があるというお話がありました。横断歩道、それから信号機の設置要望も多いと思います。その信号機設置については順次対応していくということなのですが、相当数の要望があるのではないかと思います。その辺の状況だったり、この要望全てに応えていった場合にどのぐらいの期間が掛かるのか分かりますか。

交通部長

120の要望事項のうち、今年度既に施工した信号機の改良が1か所あります。これは新設ではなくて、信号機の灯器のカバーが見えにくいので交換してほしいという要望でしたので、それは直ちに対応しております。それから、信号機新設の要望は2つありまして、これは来年度早々に押しボタン式信号機を設置することとしています。これは鹿角市の柴平小学校と横手市の横手北小学校の前に押しボタン式信号機を付けるというものであります。

その他にも信号機の新設要望は若干数あるのですが、基本的に信号機の要望があった場合には、信号

機を設置するに値するかについて警察庁から設置基準が示されております。現地調査を行い基準をクリアした上で、その信号機を設置することによって有効な交通規制が行われるということを確認してからでなければ設置できませんので、若干時間を要しております。

高橋豪委員（分科員）

分かりました。いずれにしても、通学路やいろいろな危険がある箇所のうち、まだ改善されていない箇所も多々あると思いますので、どうか早期に改善されるようお願いしたいと思います。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で補正予算に関する質疑を終了します。

次に、補正予算関係以外の議案の審査を行います。関係部長の説明を求めます。

生活安全部長

【議案〔3〕及び提出資料により説明】

警務部長

【議案〔3〕及び当日提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

小原正晃委員（分科員）

クロスボウのことにについて教えてください。改正銃刀法（銃砲刀剣類所持等取締法）が令和4年3月15日から施行されるということだったのですが、今クロスボウによる様々な凶悪犯罪が起こったりしていて、そういったことを防ぐための対応だと思えます。所持してもいい人と所持してはいけない人について、今後どういう基準になるのかを教えてください。

生活安全部長

改正後のクロスボウの所持許可については、これまでの猟銃等の所持と同じような形であります。

18歳に満たない方だとか、その他アルコール、覚醒剤中毒者等が欠格事由となるという形であります。所持したい方は、来年の3月15日から所持許可申請をしていただく必要があります。

小原正晃委員（分科員）

今まで持っていた人が届出をせずに不法に所持した場合はどういう処罰があるのでしょうか。

生活安全部長

来年度の3月15日から9月16日までは経過措置として、所持許可申請をしなくても所持ができますが、その期間を経過した後においても所持している場合は、銃刀法違反の不法所持となり、またそれを使って鳥獣等を捕獲した場合には鳥獣保護管理法

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律) 違反等に問われることとなります。

小原正晃委員（分科員）

ちなみに、今秋田県内でクロスボウを持っている人はどのくらいいるのか把握していますか。

生活安全部長

実際のところ、こちらでは県内で所持している方の把握はしておりません。ただ、これまで各種広報等を実施してきたことにより、任意提出だったり、それから廃棄の依頼をされた方はこれまで8人おります。

小原正晃委員（分科員）

その廃棄というのは、警察に持っていけば警察のほうで廃棄していただけるということなのですよ。

生活安全部長

通常の猟銃等の廃棄等と同じような形で廃棄処分となります。

高橋豪委員（分科員）

今のクロスボウの件で、今回規制の対象になるということなのですが、やっぱり全国でこのクロスボウを使った事件や事故があった上でのことだと思います。不勉強で申し訳ないのですが、秋田県内でこれまでそういう事件や事故があれば——ないとは思うのですけれども——その辺の状況を教えてください。

生活安全部長

幸いなことに、これまで秋田県内においてクロスボウによる人身事故や事件の発生は把握しておりません。

高橋豪委員（分科員）

この間インターネットでクロスボウについて調べてみたのですけれども、普通にインターネットでも購入できるようで、何十万円もするものもあれば、1万円や何千円とかで買えるものもありました。おもちゃのようなものから本物までいろいろあるのですけれども、今回の規制対象になるのはどの辺のものなのでしょう。

生活安全部長

今回の改正銃刀法により規制の対象になるクロスボウについては、いわゆる威力の下限値——これは人の生命に危険を及ぼし得る矢の運動エネルギーの値だそうなのですが——これが6.0ジュールということで、現在警察庁においてパブリックコメントを実施しているところであります。実際に警察庁の実験結果によりますと、ほとんどのクロスボウが6.0ジュール以上のものであるとのこと。

高橋豪委員（分科員）

先ほども質疑が出ましたけれども、もしかすれば今持っている人もこの法改正を知らないままという場合もあると思います。インターネットでも買えるのですが、実際に県内で販売しているところも恐ら

く対象になるのだらうと思います。販売店は県内ではないですよ。

生活安全部長

これまで秋田県内の販売店は把握されておりません。ほとんどがインターネット等で購入されている方だと伺っております。

高橋豪委員（分科員）

改正ということで、周知を徹底しなければそのまま持ちっ放しという場合も出てくると思われしますので、そこら辺はしっかり対応してほしいと思います。

児玉政明委員（分科員）

同じくクロスボウについてです。今の時点で県内の所持者は把握していないということでしたが、趣味で持っているのか、どういう方が持っているのかについては把握していますか。

生活安全部長

人によって様々でして、例えば購入したけれどもただの飾りにしているような方もいれば、実際に山形県の上山市では競技大会も開催されておりますので、そういう競技に参加する方もおられるということでありました。

児玉政明委員（分科員）

例えば猟などにも使用されているのですか。

生活安全部長

クロスボウで狩猟や有害鳥獣駆除を行った場合は鳥獣保護管理法違反となりますので、それはできないこととなっております。

児玉政明委員（分科員）

分かりました。

今後は許可制になるということなのですが、その許可は人に対する許可なのか、クロスボウ1つずつに対する許可なのか、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

生活安全部長

全て猟銃等と同じでありまして、所持者としての欠格事由もありますし、最後にはクロスボウの現物確認もさせていただきます。

児玉政明委員（分科員）

個人で2つとか5つとか持っていれば、それら全部を確認して、許可を出すという形でよろしいのですよね。

生活安全部長

おっしゃるとおりであります。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で警察本部関係の議案に関する質疑を終了します。

警察本部関係の請願、陳情等はありませんので、

次に、警察本部関係の所管事項に関する審査を行います。

警察本部関係の所管事項について、質問等はありませんか。

鶴田有司委員（分科員）

10月25日に由利本荘市で1回目のワクチン接種後に亡くなられた方がおりました。事故になるのかもしれませんが、体育館のトイレで亡くなられたということです。その後、どういった報道があったかは私もよく分かりません。ワクチン接種に関することなので、健康福祉部のほうに関わる問題かもしれませんが、ただ警察でも一応調査はしていると思うのです。それについてお知らせいただきたいと思います。

刑事部長

今お尋ねのありました由利本荘市の体育施設のトイレにおける遺体の関係でございますが、こちらでの把握事項となっております。ただ、個別内容について答弁は差し控えさせていただきます。

鶴田有司委員（分科員）

個別内容で話せること、話せないことがあるのかもしれませんが、これは事件性はないということでもいいのですか。

刑事部長

犯罪の可能性や疑いがあるということで、こちらで捜査をしておりましたが、その疑いなしということで対応しております。

鶴田有司委員（分科員）

実は個別に確認したところ、接種後の15分間待機の間はそこにとどまって、その後にトイレに入られたらしいのですが、県警として事件性がないと判断した場合には、問題なくこれまで通りの方法でワクチン接種が行われるのか、あるいは何か注意喚起とかがあるものですか。対応はもしかしたら由利本荘市になるのかもしれませんが、県警ではアドバイスのようなことは特にしないのですか。

刑事部長

いずれ自然死以外の変死の疑いがあるものについては、その原因が何かという捜査をします。その結果に基づいて、犯罪性がないと確認しているところであります。ただ、委員のお尋ねの件において、ワクチン接種の副作用の関係につきましても、医療機関から国への報告が求められているということです。そういった報告があれば、国のほうで専門家による検討等を行うものと承知しています。

鶴田有司委員（分科員）

警察としては特に事件性がないという判断までで、ワクチンの副作用の関係の分析などは国のほうにお願いするということですか。

刑事部長

当然御遺体を確認する際は医師等の立会いもございますので、医療機関のほうから国への報告を行っているものと承知しています。

小原正晃委員（分科員）

何点か教えてください。まず、交通事故についてです。令和3年の交通事故は去年に比べて減っているようですが、実際に件数はどういうふうに推移しているのでしょうか。また、その理由があれば教えていただけますでしょうか。

交通部長

令和3年中の交通事故の発生状況について御説明します。令和3年10月末の数字ですが、交通事故の発生件数が1,042件で昨年から59件の減となっております。さらに死者数が25人で昨年に比べて6人減、負傷者数が1,200人で昨年に比べて119人減となっており、発生件数、死者数、負傷者数のいずれも昨年から減少しております。令和2年が現行の統計方法となつてから最少の発生件数、負傷者数となっておりますが、今年の10月末時点ではそれよりもはるかに減少しているという現状でございます。

その理由についてですが、少なくとも昨年はコロナの影響を受けて全国に緊急事態宣言が出されたことによって、人の動きが抑えられたため、交通事故が大きく減少したというのはそのとおりだと思います。一方で、今年はコロナの影響も2年目となり、緊急事態宣言が続いているわけでもありません。人の行動様式が変容した結果として人の移動が少なくなったような気はしておりますが、確たるデータはございません。

小原正晃委員（分科員）

分かりました。かなり減少しているとのこと、すばらしいことだと思っております。県警においても事故発生を未然に防ぐために尽力していただき、ありがとうございます。

年齢別では高齢者が多いのか、あるいは子供たちが多いのか、そういう傾向はどうでしょうか。

交通部長

傾向については2つございまして、今委員から御指摘のあったとおり、死者数全体に占める高齢者の割合は、全体で25名亡くなっているうちの20名ということで実に8割となっております。さらに、この亡くなられた20名の半数以上の11名が道路を横断中にはねられて亡くなっているという顕著な傾向がまず一つです。

もう一つの大きな傾向ですが、全体的に事故が減っている中で、3月から4月にかけて小学生がはねられて重傷を負う事故が相次いでおります。また、平成26年以降、中学生が路線バスにはねられて亡くなるという大変痛ましい事故も発生しております。

特に子供の登下校時における事故が増えていまして、歩行中の負傷者数が前年比で7人の増加、自転車利用中の負傷者数が前年比で8人の増加ということで、全体の件数が減っている中であって、この部分は若干増えているというのも大きな傾向だと思います。

小原正晃委員（分科員）

子供と高齢者について、それぞれの対策等を聞きたいのですが、子供に関しては、正に先ほど話があった横断歩道等の道路標示の再塗装などの対策があるのだと思います。また、これは管轄が違うのかもしれませんが、交通安全協会なども子供たちに対する交通安全教室など、様々な交通安全の啓発活動をしてもらっていると思います。しかし、コロナ禍の中でそうした活動がなかなかできなかったということもあると思います。私も中学生と小学生の子供がいますが、そうした教室は直近でやっていないと聞いています。交通安全協会の活動等も含めて、現在の啓発活動の状況はどうなっていますか。

交通部長

コロナの影響により、大人数を集めた形での交通安全教室などはなかなか開催が難しい現状もございますが、やはり実際に集まってもらっているような講習等を受けるというのは有用性がありますので、3密に配慮しながら開催しています。委員御指摘のとおり、交通安全協会等の力も多大なものがあり、今までもいろいろ御協力をいただいています。今後もしろんな知恵やお力を借りながら、できる範囲の対応をしていきたいと思っています。

小原正晃委員（分科員）

私も交通安全協会とかPTAの活動として、たまに道路に立って交通安全指導をしています。なかなか大変な活動で毎日やれているわけでもないです。まずは子供たちへの教育も含めてしっかり対応してもらおうことが大事だと思いますので、今後もお力添えをよろしくお願いします。

もう一つ、高齢者の事故防止についてです。今回素案の説明があった新秋田元気創造プランにも、福祉分野との連携による交通安全意識の啓発ということが記載されていますが、全体的にどのように対策していくのでしょうか。

交通部長

先ほど説明しましたとおり、本県における高齢者の事故率が極めて高いということは、本県が全国一高齢化が進んでいる県であるということとも合致しているのかなと思います。警察単体で高齢者の交通事故を防止することはなかなか困難ですので、まずは先ほど説明したような交通事故の実態を、県、市町村、それから包括支援センターや老人クラブなど高齢者を取り巻くいろんな機関と情報共有したいと思っています。また、例えばあそこに住んでいるあの人

が最近夜に歩きまわっているよさだという情報が関係機関から寄せられた場合には、警察でその方を訪問して反射材を勧めるということもできますので、こうした形でいろんな機関が連携して高齢者の安全確保をしていかなければならないと思っております。

小原正晃委員（分科員）

次に特殊詐欺について伺います。特殊詐欺に関しては今年も件数が多いと聞いています。新聞報道等によれば、被害の未然防止に協力してくれた人たちを表彰しているとのこと、私も知人が表彰されたのを見ました。被害の防止に向けていろんな活動をしていると思うのですが、年末になれば特殊詐欺が増えるという話も聞きます。今年の特特殊詐欺被害の状況はどうなっているのでしょうか。また、この後の年末に向けた対策なども含めてどういったことをやられているのか教えてください。

生活安全部長

10月末現在における特殊詐欺被害の状況について御説明します。被害件数は36件で昨年比プラス12件、被害金額は6,743万円で昨年比プラス2,840万円となっております。件数、金額とも増加している状況にあります。特徴としましては、架空請求詐欺が最も多く27件となっております。また、65歳以上の高齢者の被害が15件で被害件数全体の41.7%となっております。金額では65%を占めています。

今年の特徴としては、パソコンに入ったウイルス対応サポートを装ったPCサポート詐欺だったり、何千万円とか何億円が当たりましたという連絡がきて、その手数料としてお金をだまし取られる当選メール詐欺、そのほかN T Tファイナンスをかたる詐欺など、様々な手口が出てきている状況にあります。

これまでの特殊詐欺の対策としましては、3本柱の対策として広報啓発活動、水際対策、それから物理的な被害対策を実施しており、これらは今後年末に向けても継続していくこととしております。

3本柱の1つ目である広報啓発活動に関しましては、平成30年からヤフー防災速報（インターネット関連サービスを展開するヤフー株式会社が提供する防災気象情報サービスのこと。）において、新たな特殊詐欺の手口に関する情報を発信したり、去年にはツイッターでの情報発信もしております。このほか、NHKのデータ放送なども活用して広報啓発を実施しているところです。さらに、今年9月30日にはSOS47という詐欺被害防止のプロジェクトチームのリーダーになっていただいている俳優の杉良太郎氏——警察庁から特別防犯対策監に指名されている方ですけれども——が実際に来県し啓発活動をしていただきましたし、10月の1か月間は、その杉良太郎対策監が出演する特殊詐欺被害防

止CMを60回以上放映しているところでもあります。

次に、2つ目の水際対策としましては、だまされてしまった場合において送金を阻止するため、コンビニエンスストアの従業員や宅配業者、金融機関の窓口業務に従事されている方に対して、詐欺被害が疑われる方がいた場合には必ず警察に通報していただくように協力を依頼しております。こうした取組の成果として、10月末現在の数字ですが、阻止件数が47件で昨年比プラス9件となっています。特に多いのがコンビニエンスストアでの阻止となっており、この阻止件数が32件で昨年比プラス3件です。我々も被害を阻止していただいた方々には各警察署長から感謝状を贈呈させていただいており、この贈呈数も10月末現在で31件と昨年比プラス3件になっています。この感謝状によって称揚を図り、更なる被害防止をしていただくということをやっております。また、コンビニエンスストア関連では、今年も秋田犬をモチーフとした電子マネー被害防止封筒を電子マネー購入者に必ず渡してもらい、被害防止の啓発をしております。

3本柱の最後は物理的な被害防止対策になります。高齢者のATM利用制限——振込、引き出しの制限だとか、自動通話録音警告機の貸し出し——これは現在県警で180台の運用となります——このほか、一般の留守番電話機能を活用した被害防止活動も実施しているところでもあります。

今後年末年始の警戒期間に入りますので、対策をしっかり講じてまいりたいと考えているところでもあります。

小原正晃委員（分科員）

件数が少し落ち着いていても、被害金額が物すごく大きいと思いますし、新聞ではコンビニ等で被害を阻止してもらったという記事をよく見かけます。水際対策だったり広報活動、それから物理的対策ということで、いろいろ取り組んでいただいているとは思いますが、その中でも被害件数が増えているという状況のようですし、年末はこうした被害が増えていくと思いますので、是非とも県民の皆さんの安全をしっかり守るために今後も頑張ってくださいと思います。

あと一つだけ教えてください。少年非行の件数が若干増えていると聞いたのですけれども、どういった内容が増えていて、どういった年代が増えているのか教えてくださいませんか。

生活安全部長

非行少年の現在の実態や特徴、そしてその対策について御説明します。まず、非行少年の人数ですが、10月末現在は97人で昨年比プラス15人となっており、若干増加している状況です。なお、非行少年というのは、犯罪少年、触法少年、虞犯少年に区

別されます。犯罪少年は14歳以上で罪を犯した14歳以上20歳未満の少年、触法少年は14歳未満で刑罰法令に触れる行為を犯した少年、虞犯少年は保護者の正当な監督下に服さないなど、今後罪を犯し、または刑罰法令に触れるおそれのある少年となっておりますが、この数が若干増加しているというところが非常に危惧される所でもあります。

特徴に関してですが、犯罪少年が57人で昨年比プラス7人、触法少年が38人で昨年比プラス8人、虞犯少年が2人で昨年と同数ということになっています。学職別でいいますと、高校生が34人で昨年比プラス13人、中学生が25人で昨年比プラス5人、小学生が22人で昨年比プラス4人となっています。また、罪種としては窃盗が46人と刑法犯全体の検挙の58.2%を占めており、その中でも万引きが37人で昨年比プラス7人という状況となっております。

この万引きについてですが、37人の内訳は、小学生13人、中学生12人、高校生10人、各種学校の生徒2人となっており、小中学校で全体の67.6%を占めるという深刻な状況となっております。我々もこの原因についてはいろいろと分析したところ、昨年はコロナの影響によって学校の休校等が多く、その後も外出自粛傾向が続きましたが、今年は休校もなく、外出制限等も解除された状況の中で、子供たちの外出が全般的に増加したためではないかと考えております。

次に非行少年の対策ですが、大きく4点ありまして、1つ目が街頭活動の強化であります。少年サポートセンターや少年補導員、それから防犯協会等の関係機関と警察署の少年係が連携して街頭活動を強化しています。実際に上半期においては小学生の万引きが多かったのですが、これについて分析したところ、例えば下校時間帯の発生が多いということで、その時間帯の街頭活動を強化した結果、下半期は減少傾向となっております。

対策の2つ目が店舗等の管理者対策ということで、万引きを防止するためのカメラや鏡の設置、あとは声掛けなどといったことを依頼しているところでもあります。

3つ目としては、学校での非行防止教室であります。これまで小学校の低学年児童に対しては犯罪被害防止の教室を中心に実施していましたが、徐々に万引きをする少年も多くなってきたということで、下半期は非行防止教室も実施しているところです。

最後、4つ目としては、検挙や補導された少年への継続サポート支援であります。今年から少年サポートセンターということで、少年補導職員が9ブロックの署に分かれて活動していますが、この方々が非常に活躍しておりまして、現在も継続補導・支援

している生徒が58人で昨年比プラス30人となっております。非常に頑張っておりますので、これを継続しながら非行防止——特に問題となっている万引き対策について今後も推進していきたいと考えております。

小原正晃委員（分科員）

ありがとうございます。今の時代、家庭における経済的な問題だったり、子供たち自身もやらなければならないことが昔よりも増えていて、いろいろなストレスが掛かっていると思いますが、非行少年の増加というのは本県にとっても悲しいことですので、見回り等をしてもらいながら、我々親も家庭でしっかり見守ることができるようにしたいと思います。これからも頑張りたいと思います。よろしくをお願いします。

東海林洋委員（分科員）

質問ではありません。要望、お願いでございます。自転車の関係なのですけれども、よく都会では、わざと混んでいるところに自転車が入っていったりして危ない場面があるようです。ユーチューブ（YouTube社が運営する動画共有サービスのこと。）を見ていたところ、車の前を低速で走って邪魔をして、その車の運転手に文句を言われたらけんかになるといった動画などもありました。また、秋田市内でもあると思いますが、通勤時などにかかなりのスピードで道路を横切っていくのを目撃することがあります。最近では、高校生がイヤホンで音楽を聴きながら夜間に無灯火の状態自転車を運転し、一般の方とぶつかって死亡させてしまったということもありました。恐らく一般の方もそうだと思いますが、私も自転車に関しては、本来道路のどこをどう通らなければならないのか、また、車との関係においてはこちらが何を守らなければいけないのかということ完璧には分かっています。これから冬を迎えるので自転車の利用は少なくなると思いますが、できれば当初予算までに、自転車、歩行者、自動車のそれぞれの区分と法律関係だったり、それから猛スピードで道路を横断したり、道路の真ん中を走行する自転車がいる場合に具体的に誰がどうしなければいけないのかというのを分かりやすく教えてもらう機会を設けていただけませんか。

交通部長

承知しました。

委員長（会長）

ほかにごいませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で警察本部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、明日12月8日水曜

日、午前10時に委員会及び分科会を開き、教育委員会関係の付託議案等の審査を行います。

散会します。

午後2時34分 散会

令和3年12月8日（水曜日）

本日の会議案件

- 1 議案第193号
令和3年度秋田県一般会計補正予算（第7号）
（教育委員会の関係部門）（趣旨説明・質疑）
- 2 議案第216号
公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明・質疑）
- 3 議案第217号
交通事故に係る和解について
（趣旨説明・質疑）
- 4 請願第7号
義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための政府予算に係る意見書採択に関する請願について
（現況説明・質疑）
- 5 請願第11号
秋田県立西目高等学校再編整備に係る請願について
（現況説明・質疑）
- 6 教育委員会関係の付託案件以外の所管事項
（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	今川雄策
副委員長（副会長）	児玉政明
委員（分科員）	北林康司
委員（分科員）	鶴田有司
委員（分科員）	高橋豪
委員（分科員）	東海林洋
委員（分科員）	小原正晃

書記

議会事務局議事課	松江翔一
議会事務局政務調査課	安原駿平
教育庁総務課	石塚祐樹
警察本部警務部総務課	高岡義明

会議の概要

午前9時57分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	今川雄策
副委員長（副会長）	児玉政明
委員（分科員）	北林康司
委員（分科員）	鶴田有司
委員（分科員）	高橋豪
委員（分科員）	東海林洋

委員（分科員） 小原正晃
説明者

教育長	安田浩幸
教育次長	石川定人
教育次長	石川政昭
総務課長	元野隆史
総務課施設整備室長	安田一彦
教職員給与課長	丸山隆
幼保推進課長	熊谷仁志
義務教育課長	和田渉
高校教育課長	渡辺勉
特別支援教育課長	佐々木孝紀
生涯学習課長	橋本裕巳
生涯学習課文化財保護室長	武藤祐浩
保健体育課長	寺田潤
福利課長	太田司

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

教育委員会関係の議案の審査を行います。

議案第216号及び議案第217号を一括議題とします。

また、分科会では、議案第193号のうち、教育委員会に関係する部門について審査を行います。

教育長の説明を求めます。

教育長

【部局関係説明書により説明】

委員長（会長）

初めに、補正予算関係の審査を行います。

関係課室長の説明を求めます。

総務課長

【議案〔1〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

総務課施設整備室長

【議案〔1〕及び提出資料により説明】

教職員給与課長

【議案〔1〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

高校教育課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

特別支援教育課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

生涯学習課長

【議案〔1〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

質疑は、各課室一括して行います。

鶴田有司委員（分科員）

統合型校務支援システム導入等推進事業について質問させていただきます。来年1年掛けて全校統一のシステムを作り、令和5年度から本格稼働させるとのことですが、今までもそれぞれの学校で簡易的なシステムを使用していると説明がありました。それも統一されているシステムなのですか。

総務課長

これまでのシステムでは、例えば学籍であれば学籍のシステム、保健であれば保健のシステムといった形でばらばらに運用されているものでございまして、学籍の情報を成績に移したりする場合には手作業で行うこととなります。そういう意味で統合されたものではなく、飽くまで簡易型のシステムとなっております。

鶴田有司委員（分科員）

どの学校も大体同じようなシステムを使っていたということですか。

総務課長

同じシステムもありますけれども、中にはパソコンが得意な教員が独自のシステムを作ったりしており、多くの学校では独自のフォーマットやシステムを使用していると聞いております。

鶴田有司委員（分科員）

それを今回の事業によって全ての県立高校で統一するということなのですね。中学校もあるのですか。

総務課長

特別支援学校と中学校と高等学校でございます。

鶴田有司委員（分科員）

今の時代、こうした統合型のシステム導入は当然あり得る話だと思います。私も専門的なことはよく分からないのですけれども、クラウドサーバー管理ということですから、遠隔地であっても教育委員会が情報を入手することはできるのですか。

総務課長

情報管理につきましては、各学校の校長が管理権限を有しておりますので、まずは学校に依頼してから情報を入手するということとなりますが、システム上は教育委員会でも情報を入手することはできます。

鶴田有司委員（分科員）

理論上、例えばA高等学校からB高等学校にデータを送ることはできるけれども、それは校長先生がやるかやらないかを決めるということでしょうか。

総務課長

学校間のデータのやり取りについては、技術的には可能かもしれませんが、今のところ想定しておりません。

鶴田有司委員（分科員）

なぜこの質問をしたかということ、やはり一番重要なのはセキュリティ管理だと思います。今までどういった管理がされていたかを聞いたことはないですし、統合後のシステムへ不正アクセスができるのかどうかも分かりませんが、成績表とか個人のいろいろなデータが管理されているわけですから、セキュリティ管理には十分配慮しながら作っていかねばならないと思います。その辺はどう考えていますか。

総務課長

セキュリティに関して、100%安全とは言い切れないと思いますけれども、どういうセキュリティシステムを搭載するかについては、これからシステムを選定する上で重視していきたいと考えております。

鶴田有司委員（分科員）

それから、最近は先生方の就業時間がむやみに長くないようにしていると思います。当然決まった時間内で業務を全て終わらせることができる先生もおられるでしょうけれども、どうしても残業になってしまうとか、あるいは家に持って帰って成績表などのデータ管理をしなければならないということもあると思うのです。そういう場合には自宅からシステムにアクセスするということになるのですか。

総務課長

今回の統合型校務支援システムについては、自宅への業務の持ち帰りを考えておりません。飽くまで学校の中で処理をするということになります。

鶴田有司委員（分科員）

そうすると、先ほど校長先生が管理権限を持つということでしたが、外部からアクセスさせないように校長先生がしっかり管理するということですか。万が一外部からのアクセスを許してしまうと不正アクセスにつながる可能性もあるわけですから、その辺もルールをしっかりと決めて運用するのですかね。

総務課長

全体的な管理のルールは県で行いますけれども、不正アクセスへの対応となると、そのシステムの持つ強靱さが必要ですので、飽くまでシステムの持つセキュリティレベル次第であると考えております。

鶴田有司委員（分科員）

これから1年掛けてシステムを作っていくわけですが、他県でも既に県単位で導入しているところがあると思います。そういう他県の事例なども参考にしながら進めていくことになるのですか。

総務課長

実は他県では全て導入が済んでおりまして、秋田県だけが最後に残っている状況でございます。

鶴田有司委員（分科員）

まさか秋田県以外の46都道府県で導入が終わっ

ているということですか。そこまでは私も知りませんでした。進んでいるところはそれなりにあるだろうと思いましたが……。導入が遅れたのにはそれなりの理由があったのですか。それなりの予算も伴うものですから、いつでもというわけにはいかないのでしょうか。正直言ってショックを受けました。

総務課長

最後まで残っていたのが富山県と秋田県だったのですが、富山県が現在整備中のごさいますて、結果的にといいますか、今になって他県を見渡してみると秋田県だけが残ってしまったという状況でございます。現場のほうから統合型校務支援システムを導入してほしいという要望が今までもあったとは聞いているのですけれども、なかなか予算化して導入するところまでは話が成熟しなかったということでございます。

鶴田有司委員（分科員）

まず分かりましたが、あえて残ったというわけではないでしょうね。特に小中学校の学力が良いと言われている秋田県ですけれども、それはそれとして、こういったシステムの整備もしっかりやっていたらいいと思います。知事もこれからはIT化ナンバーワンということも当然考えていかなければならないと言っていました。今こうなったことをとやかく言うつもりはありませんけれども、何かちょっとみっともないような感じがします。

教育長

文科省から五、六年前に校務支援システムの整備を進めるという話があって、秋田県も少しはやったのですけれども、全体の統合型システムの整備はやっていませんでした。例えば成績管理とほかの何かを連携するといったことは進めてきたのですが、やっぱり全部を統合したほうが非常に使い勝手が良くなりますし、先生方の業務軽減という観点でもはるかに違いますので、今回こういった形をお願いしたいということです。

鶴田有司委員（分科員）

他県ではもう導入が完了しているということですから、様々な事例を参考にできるのでしょうけれども、ここまで来たわけですから、よりいいものを作ってもらいたいと思います。先ほども言ったように、やはりセキュリティ管理だけはしっかりしてもらいたい。それから、セキュリティのチェックの仕方も校長先生によって様々でしょうから、そのレベルも平準化していかなければならないだろうと思いますし、そのためにもルール作りをしっかりやっていただきたいと思います。

東海林洋委員（分科員）

関連でお聞きします。今回の予算の2億2,800

万円は、そのほとんどが委託料だと思われませんが、経費の内訳は分かりますか。

総務課長

経費の内訳でございますけれども、システムの基本パッケージなどについて約1億3,800万円、それから技術料金ということで——これはカスタマイズ、テスト、研修費などでございますけれども——こちらで約6,200万円、それに消費税を付けて約2億2,800万円という計算になっております。

東海林洋委員（分科員）

ほぼ全部委託料ですね。既に他県は全部導入しているということですから、出来上がったシステムがあると思います。しかも本県独自の特別なものを作るわけではないですよ。今回これを委託しようとする業者は県内業者を予定していますか、県外業者を予定していますか。

総務課長

統合型校務支援システムにつきましては、全国で2つの会社がシェアを二分しております。いずれも県外業者でございます。いずれそのうちの1社になるかと思っておりますけれども、これから事業者を募集しまして、審査をすることになります。

東海林洋委員（分科員）

既に出来上がったシステムがあって、導入が最後になった利点として、他県が最初に導入するときよりは相当安くできるはずですよ。もう出来上がったものを入れるわけですから。その辺はどう努力していくつもりですか。

総務課長

金額につきましては、例えば2社であれば、そのうち安いほうを選びます。また、金額に加えて技術的な提案なども考慮しながら選定するというのを考えておりますが、システム開発にはそれなりに時間と経費が掛かっていることを考慮すると、後発であるから安くなるということも一概にはなかなか言えないのではないかと考えております。

東海林洋委員（分科員）

全国で2社しかなくて、その2社が結託してそのまま高い金額で導入せざるを得なくなるのは、県にとって何もいいことではないですから、もちろん2社の競争はあるかもしれませんが、提出された価格が適正かを審査なり検討するに当たっては外部を入れたほうがよろしいかと思っておりますので、御検討をお願いします。

もう一つ、今まで各教員がやっていたデータ管理の業務について、このシステムが入ることによってどれぐらいの時間が削減できるのでしょうか。何人分とか何十時間とかある程度具体的に分かりますか。その削減した時間を他の業務に充てるというのがあって初めて効果が分かるわけですが、その辺

が書かれていません。どれぐらいの削減時間を見込んでいらっしゃるでしょうか。

総務課長

実際に導入してみないと分からないのですが、文科省で導入の手引を示しておりまして、その中で統合型校務支援システムの導入による教員1人当たりの年間の削減時間について記載があります。一番多いのが大阪市で年間224時間削減されたとのこと。一方、少ないところでも愛媛県の西条市で80時間削減されたというデータが示されています。

東海林洋委員（分科員）

今の220時間とか80時間というのは、1人当たりということですか。

総務課長

そのとおりであります。

東海林洋委員（分科員）

それだけの時間であれば相当なものですから、うまく活用できればいいなと思います。ただし、もう一つ、システムを入れたから何もしなくていいというわけではないですね。今まで個々に皆さんがやっていた業務を誰かが専任で入力、管理を行うことで初めて変化するものではないでしょうか。校長先生が責任者というのは分かりますけれども、実際の業務はどなたか責任者を置く予定ですか。

総務課長

基本的には個々の教員でございます。

東海林洋委員（分科員）

せっかく今までばらばらだったものを統一するわけですが、また仕事するときはばらばらのままで、集中管理はしないということですか。

総務課長

個々の教員が入力したデータがシステム上で統合されて、ほかの教科担任でも見ることができる、あるいは学校全体でそのデータを共有できるというシステムでございます。

教育長

少し現場のお話をさせていただくと、入力するのは個々の先生方ですが、多分その入力回数がどんどん減っていくと思います。1回入力したものが別の用途でも使えることになりますので、それが業務軽減になるということです。それから、例えば保健関係であれば養護教諭、保健主事だったり、進路関係であれば進路指導主事とか副主事だったり、生徒指導関係であれば生徒指導主事、主任とかが今データをまとめていますが、システム導入後は多分簡単にまとめられるようになりますし、外部とデータをやり取りするとき改めてデータを作らなくても済むようになります。入力自体は個々の先生方が行いますが、幅広く業務軽減が進むだろうと思います。

小原正晃委員（分科員）

基本的なことを教えてください。先生たちのパソコンは学校に設置されているものなのか、それとも先生たちの所有物で持ち運びできるものなのか、そこはどうでしょうか。

総務課長

教員に与えられた1人1台パソコンにそのシステムを導入するということになるかと思いますが。

小原正晃委員（分科員）

だとすれば、それを自宅に持っていったりすることはなくて、飽くまでも学校の中だけで使うパソコンという理解でよろしいですね。

総務課長

私物のパソコンではなくて、飽くまで学校のパソコンでございまして、業務は学校の中で完結させることを考えております。

小原正晃委員（分科員）

あともう一つ確認ですが、このシステムは、ただ導入するだけではなくて、例えばランニングコストとかメンテナンスなど、様々なものが必要になってくると思うのですが、その辺りはどう考えているのでしょうか。ランニングコストが掛かってくるのであれば、その2社の比較はどうやってするのか教えてください。

総務課長

今回はシステム導入ということで債務負担行為を設定しておりますが、令和5年度以降、システムが立ち上がりますとランニング経費が掛かってきます。今のところ年間3,000万円ぐらいと見積もっていますが、この額につきましてもそれぞれの会社から提案を受けて審査していくことになります。

小原正晃委員（分科員）

このランニングコストもかなり重要になると思うのです。どんなものを買う場合でも、買った後の使い勝手だったり、こうしたほうが良いといった細かい注文もあったりするだろうし、何かあったときにすぐ対応してもらいたいような仕組みも必要です。導入費だけではなくて、ランニングコストだったりメンテナンスというところも踏まえた上で契約してもらいたいと思っております。

また、県立学校であれば情報系の学校も多くある中で、情報系に強い生徒が自分の成績を見るためにどうにかしてシステムに入り込もうとすることもあり得ると思いますので、先ほども話がありましたが、ハッキング対策なども含めてしっかり整備していただきたいと思っております。

北林康司委員（分科員）

関連でよろしいでしょうか。働き方改革といえば、私立学校も同じだろうと思うのですが、私立学校から要望があった場合は対応してくれるもので

すか。

総務課長

今のところ県立学校だけを考えております。市町村も同じ状況かと思うのですが、いずれ今回は県費による県立学校へのシステム導入ということでございます。今後仮に私立学校から要望があった場合は、それなりの自己負担を前提とした補助について検討していくことになると思います。

高橋豪委員（分科員）

いろいろな話が出ておりますが、こういったシステムは業務効率化の面では欠かせないものですので、いち早く導入すべきであったと思います。期待される効果としては業務処理の効率化や簡素化だったり、業務の迅速性の確保などが挙げられていますが、提出資料の3番目のところに「データ管理担当教員の負担及び人事異動時における不安感の軽減」との記載があります。先ほど教員一人一人が入力作業を行うという答弁がありましたけれども、このデータ管理担当教員は今どういった業務をしていて、どれほどの方がいらっしゃるのでしょうか。

総務課長

このデータ管理担当教員というのは現在の話でございます。特定の教員にデータ入力業務が偏っているため、それを個々の教員に分散させるというのがこの記載の意味でございます。

また、人事異動時における不安感の軽減というのは、学校によって独自のシステムを持っているものですから、異動時に転校先のシステムがどうなっているか不安を覚える場合があります。今後は全て同じシステムになりますので、そういう不安感がなくなるという意味でございます。

高橋豪委員（分科員）

各学校で独自システムによるデータ管理をしていて、今までは統一感がなかったけれども、今後はどの学校に異動になっても同じ作業となるので非常に効率が良くなるということかと思えます。今後は教員一人一人が入力作業をするということになると、教員全員に対してやり方を説明したりする必要があるかと思えます。先ほど委託パッケージの中にそういった指導料のようなものも入っているとの話がありましたが、システム導入と併せて速やかに先生方に指導されていくということでもよろしいでしょうか。

総務課長

研修、指導につきましては、令和4年度1年間を掛けて行い、令和5年4月からは一斉に本格スタートできるように準備を進めたいと考えております。

高橋豪委員（分科員）

それから、提出資料には「導入システムに係る機能」として、出退勤管理や出勤簿、出張支援などといった部分も記載があります。大体こういうシステ

ムは給与システムなどとも連動するものだったりしますが、その辺の連携はどうなっているのでしょうか。そもそも今の出退勤管理などは一体どうなっているのでしょうか。それも各学校によって違うものなのか、ある程度統一されているものなのか、あるいは県全体を把握できる状況にあるのか分かりますか。働き方改革ということで非常に重要なテーマであると思いますが、この辺はいかがですか。

総務課長

出退勤管理につきまして、県立学校においては現在タイムカードにより管理しております。

高橋豪委員（分科員）

今現在はタイムカードだけでも、個々の学校の状況は一括して把握できない状況になっているということですね。

教育長

タイムカードで出勤、退勤を行い、それがエクセルシートに反映されるようになっていきますので、そのデータを県に報告するというようになっていきます。

高橋豪委員（分科員）

統合型システムの導入後にどういった処理になるかは分かりませんが、出退勤も全てカウントすることになると、全ての学校の状況を全体で把握できるようになると思います。したがって、そういったデータを基本にして給与システムなどとも連動すれば更に作業効率が良くなるのではないかと考えますが、連携などはしないのですか。

総務課長

給与システムについては現在別のシステムとなっており、この統合型校務支援システムとの連携等は予定しておりません。

高橋豪委員（分科員）

それから、小中学校の教員も高等学校と同様に業務量が多いですし、データの管理体制も各学校で様々であろうと思いますので、その辺も速やかに取り組んでいかなければならないと思います。教員の皆さんも今後ますます教えることが増えていきますし、また内容も変わっていくと思います。そういったことも踏まえて、教員の負担軽減のために業務改善が必要ですので、よろしくお願ひします。

総務課長

現在の市町村の状況を申し上げますと、秋田市、大館市、鹿角市、北秋田市、小坂町の5市町で導入済みでございます。学校数ベースでは33.8%の導入率となっております。県での導入が決まりましたら、残りの市町村につきましても導入を呼び掛けていくこととなりますが、特に一番大きな割合を占める秋田市において既に導入済みでございますので、県内全ての自治体に同じシステムが入るかどうかにについては想定できない状況でございます。

小原正晃委員（分科員）

提出資料1ページの私立高等学校学習環境改善事業の件で質問します。私も学校トイレの洋式化を推進する地方議員ネットワークのメンバーであり、平成28年の一般質問など、トイレの洋式化や自動水栓化等を訴えてきました。この事業によって私立学校の洋式化も少しずつ進んできていますが、最終的にどのくらい完了していますか。また、今回の予算によって私立学校は大体完了するものなのですか。

総務課長

現在、5つの学校法人がございまして、その5校の合計で和式トイレの数が143個ございます。今回の改修によって143個のうち、今のところ36個を洋式化する見込みですので、まだ110程度のトイレは和式のまま残ることになります。学校側から和式トイレも一定数は残したいという話もありますので100%にはならないと思いますけれども、徐々に洋式化率は高まってくるものと考えております。

小原正晃委員（分科員）

県立学校であれば、避難場所になっていたりしますので、障害を持っている方だったり高齢者が使うことも考えると、やはり洋式は多いほうが適当だろうと思います。一方で、そういうことのない私立学校であれば、まずは生徒たちに不便のないように——それでも割合的には少ないと思うのですが——学校側で考えた数ということでよろしいのですよね。

総務課長

洋式トイレの配置までは確認しておりませんので、何とも申し上げられないのですが、いずれ学校の中で配慮しながら進めているものと考えております。

小原正晃委員（分科員）

分かりました。いずれにしても、こういった形で進めていただければ、生徒や学校にとっていいことだと思いますので、よろしく願います。

児玉政明委員（分科員）

関連でお願いします。先ほどの説明で36個のトイレの洋式化と29個の自動水栓化を予定しているが、補助事業の対象にしないものもあるということでした。それぞれの補助率別の改修予定数は把握しているのですか。

総務課長

国の補助事業につきましては、2つの学校が申請しておりまして、それについては数が確定しております。トイレの洋式化が34個、それから自動水栓化が11個でございます。これらは国庫補助の対象になるものですので、3分の1の県補助となり、残りが2分の1の県補助となります。

児玉政明委員（分科員）

国庫補助の対象とならなかった部分は対象額が200万円に達しないものということですね。

総務課長

そのような事情と認識しております。

小原正晃委員（分科員）

比内支援学校整備事業について伺います。先ほどウッドショック等による増加額の説明がありました。この木材というのは、どういった場所にどの程度使用するのでしょうか。先ほどの説明では、外国産材から国産材に変わる部分として3,300万円分ということでしたが、例えば体育館でどのくらい使うかといったことは分かりますか。

総務課施設整備室長

比内支援学校において一番大きいところは、この後整備を予定している寄宿舎になります。県の公共建築物の木質化推進基準というのがあって、学校関係であれば校舎のほかにセミナーハウスや寄宿舎について、2階建のものは基本的に木造化することになっています。この後整備を予定している寄宿舎について、先ほど具体的な金額をお話ししたとおり、一番影響が大きいところで3,300万円となっております。それ以外のところについては、工期延長だったり建築基準法の改正だったり影響しています。学校建築物では、廊下の腰板の木質化など様々なところに木材を使っているところですが、今回の増額に関して、一番大きいところは寄宿舎ということになります。

小原正晃委員（分科員）

これは、外国産材から国産材になるとの話だったのですけれども、国産材というのは県産材と理解していいものなのですか。

総務課施設整備室長

必ずしも県産材ではない可能性もあります。入手できるものを使って進めていくことになるかと思えます。今回の寄宿舎の工事においても、見積りすらかなか取ることができず、金額が特定できなかった経緯がありました。先ほどお話ししたように国産材に変えることで何とか見積額が算出でき、今回の補正予算に至っております。

小原正晃委員（分科員）

分かりました。ただ、以前から多くの議員が県産材の利用促進を訴えている中で、ないものは仕方ないにせよ、できるだけ県産材を利用してもらいたいと思っています。そういう方向で進めてもらうことはできるのですか。

総務課施設整備室長

今回の工事に限らず、学校の整備事業については委員がおっしゃったとおり、木質化に当たってできるだけ県産材を使うという方針で進めているところです。ただ、どうしても今回のような状況ではなか

なか難しい部分があります。また、価格の面でもかなり違いますので、先ほど言ったように外国産材であったり、同じ国産であっても県産材が手に入らない場合には他の地域のものになることも考えております。

北林康司委員（分科員）

おっしゃることも分かるのですが、これだけ木材県だの日本一の杉だと言っているのにそれを本県の建築物に使えないというのはどうなのでしょう。我々もこの間、県産品や県内業者を優先して使ってもらおうよう議会で決議させていただきました。業者が高い価格を提示するのか財政課がうんと言わないのかは分かりませんが、やっぱりおかしいと思います。子供たちにも秋田県の杉は日本一だと教えるでしょう。それなのに学校建築物には他県の木材が使われるというのはおかしいでしょう。教育長はどう思いますか。

教育長

私も納得いかない部分がありますので、できるだけ県産材を使いながら進めたいと思います。

北林康司委員（分科員）

それともう一つ、かつて100年住宅（昭和55年に政府が提唱した高耐久住宅構想のこと。）という話があったと思いますが、私はこの比内支援学校について、実験的に言えばおかしいけれども、そういう観点で検討してはどうかと思います。鉄筋コンクリートだと耐用年数は50年くらいだと思いますが、木造だと何年ですか。

総務課施設整備室長

法定では、木造建築物の耐用年数は22年とかなり短いのですが、実際は住宅であっても25年ぐらいは使えるかと思います。鉄筋コンクリートであれば47年と長いのですが、木造であっても途中で修繕等を行いながら25年、30年以上は使えるようにしていかなければならないと考えているところで

北林康司委員（分科員）

この先人口も減って、財政状況も厳しいものになってきます。木造であっても法隆寺がどうしてあれだけの耐久性を持っているのかを考えたときに、秋田県には木高研（秋田県立大学木材高度加工研究所）があるわけですから、少し研究してもらってはどうか。この比内支援学校の寄宿舎整備を通して、それくらい頑張ってはどうか。

総務課施設整備室長

木造に限らず鉄筋も全てですが、これから建てる建物はメンテナンス等続けながら長く使うという考えが必要だと思っていますので、まずはそれを目指して頑張っていきたいと考えております。

北林康司委員（分科員）

本当に財政状況が大変な時代が来るだろうし、そういう意味では100年ぐらいいつものをしっかり整備して、早め早めのメンテナンスを行いながら長く使用することが必要だと思いますので、よろしくをお願いします。

児玉政明委員（分科員）

同じく施設整備室に鹿角小坂地区統合校整備事業のことで伺います。比内支援学校でも工事単価の上昇なりウッドショック等で事業費が増加しているのことですけれども、鹿角小坂地区統合校ではそういった影響はないということでしょうか。

総務課施設整備室長

比内支援学校の整備は平成30年から始まっており、当時の積算では単価上昇率を勘案していなかったという現状があります。そのため、工期は残り少なくなったのですが、これまでの分と今後の上昇分について今回の補正予算に計上したということです。鹿角小坂地区統合校については、これからの事業になりますので、今後の単価上昇率をある程度勘案した予算として今回提案させていただいています。

児玉政明委員（分科員）

分かりました。

内容についてお聞きしますけれども、仮設校舎を建設するとの話がありました。仮設校舎の設置場所については既にお示しになられたのでしょうか。

総務課施設整備室長

今回お示しした完成予想図は飽くまでも完成後の予想図なので、仮設校舎の部分が入っていません。現在の図面でいえば、体育館棟寄りの駐車場の部分に仮設校舎を設置する予定になっております。

あと、先ほど申し上げたとおり、仮設校舎部分というのは、飽くまでも家庭科で使う家庭科室と調理実習室に対応できる仮設校舎ということで、通常の授業を行う部分は入っておりません。飽くまでもこの2部屋を中心とした建物を体育館側の駐車場部分に設置することになっております。

児玉政明委員（分科員）

分かりました。後で個別にもう少し詳しく教えてもらいたいと思います。

あと、多目的屋内運動場なのですけれども、こういった屋内運動場は他校にもあるものですか。

総務課施設整備室長

これまでは、学校改築の際に既にある屋内運動場を改築するような形となっていますが、そのほかにも統合校としての魅力を出すということで、以前、角館高校と角館南高校が統合した際に屋内運動場を設置した経緯があります。統合校に屋内運動場を造るというのは、これに続いて今回が2例目となっております。

児玉政明委員（分科員）

ちなみに、その角館の多目的運動場の床はどうなっているのでしょうか。土でしょうか。

総務課施設整備室長

これまでの屋内運動場は全て土になっています。人工芝というのでも考えられるのですが、人工芝を設置する際は、設置経費に加えて、その後のメンテナンスであったり、張り替えなどに多額の経費を要することが予想されるので、そういうところも総合的に考えた上で、この後学校とも調整しながら進めていきたいと考えております。

児玉政明委員（分科員）

使い勝手を考えると人工芝のほうがいいような感じもしますが、まず分かりました。

小原正晃委員（分科員）

提出資料10ページにある教育的ニーズに応じた特別支援学校施設等整備事業についてですが、この点字ディスプレイは子供を持つ母親たちと話す中で、こういうのが早くあればいいと言われていたものでした。これはいつから導入されて、いつから使えるのですか。

特別支援教育課長

昨年度予算においても同様の機器を購入しておりまして、そちらはもう使用を始めております。今年度更に国から追加の予算が示されましたので、各校から再度必要なものを出していただき、今回計上しております。来年度には使用できると思います。

小原正晃委員（分科員）

これは一人一人に行き渡るということでよろしいのですね。

特別支援教育課長

それぞれの障害の程度もありますので、必要な子供たちに必要な機器が行き渡るように進めております。

小原正晃委員（分科員）

これは、自宅にも持ち帰っていいものなのですか。小学校であれば、基本的に端末は学校で預かるということになっていますが、こちらはどうでしょうか。

特別支援教育課長

1人1台のタブレット端末に関して、特別支援学校では基本的に校内での使用ということで進めております。また、今回整備する機器についても、非常に高価なものであり、中には大きなもの、重いものもありますので、基本的には学校での学習活動で使う予定です。

小原正晃委員（分科員）

以前、母親達との話の中で、こういった機器を使って家の中でも勉強できたり、家庭でのコミュニケーションにも使えたりすればうれしいという話もありました。学校の備品だということは分かります。それでも、子供たちや親の状況に応じて柔軟に使用

できるように考えてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

特別支援教育課長

タブレット端末を含め使用を開始しており、校内でも使い方のルールを示し始めておりますので、こちらの機器に関しても、今後使用していく中で保護者の方々とも相談しながら考えていきたいと思っております。

小原正晃委員（分科員）

最後に、ミュージアム活性化事業についてです。例年の会議録を見ると様々な議論がありましたが、私は今年この委員会に来たばかりなので、教えてください。

今回設定する限度額は、例年に比べるとどの程度でしょうか。例えば過去5年間ぐらいと比較してどうですか。

また、コロナ禍にあって非常に落ち込んでいるとは思いますが、入場者数はどう推移していますか。コロナ禍前とコロナ禍における状況、それから来年度はどのくらいの入場者数を見込んでいるのか、詳しく教えてください。

生涯学習課長

このミュージアム活性化事業ですが、3年前から始めておりまして、事業開始年度の3年前の限度額は1,800万円弱となっています。予算については30%シーリングということで削られておりまして、昨年は1,200万円ほど、今年が840万円ほどとなっておりますが、今回は1,116万円ということで、前年度に比べ増額となっております。今申し上げた金額は一般財源ベースであります。

小原正晃委員（分科員）

入場者の推移や、来年度事業における入場者目標についてもお願いします。

委員長（会長）

小原委員、限度額や入場者数の推移については、午後にあらためて資料を提出して説明してもらうことにしてよろしいですか。

小原正晃委員（分科員）

いいです。

生涯学習課長

過去3年分の数字を取っておりますので、後で提出します。

委員長（会長）

では、午後に提出をお願いします。

ほかにございませんか。

東海林洋委員（分科員）

あきた芸術劇場が来年の9月にグランドオープンとなり、様々な行事を実施することとなっておりますが、生涯学習課が管轄する様々な美術館、博物館では、あきた芸術劇場との連携だったり共同企画など

を検討していないのですか。

生涯学習課長

来年6月に芸術劇場がオープンするというので、我々も文化振興課と何かできないかという話をしているのですが、芸術劇場のオープン後は単発のコンサートなどが多く、なかなか長期間連携できるような取組が見つからない状況であります。旧県立美術館——現在秋田市で指定管理をしております文化創造館については、県立美術館のほうからお声掛けをして、お互いの施設が向かい合っておりますので、それぞれの施設から見える景色を描いた絵を展示する企画などを考えておりますが、新しい芸術劇場との共同企画は今のところ出てきておりません。

東海林洋委員（分科員）

今課長からお話が合ったとおり、毎年一般財源ベースで削減されているのですから、こういう機会であれば増額できるでしょう。だから、この機会をうまく活用してもらいたいと思うのです。グランドオープンが9月ということで、まだ間に合いますから、やりたかったことを無理にでも結び付けるぐらいの気持ちで是非取り組んでみてください。

生涯学習課長

分かりました。これからも文化振興課とは何か共同で開催できるもの、あるいは連携できるものがないか話し合いをしていきたいと思っております。あのエリアは文化創造の場でもございますので、そういった辺りも意識しながら進めたいと思っております。

東海林洋委員（分科員）

次の質問です。提出資料9ページにある高校教育課のe-AKITA ICT学び推進プラン事業について、また同じようなことを聞きますが、1人1台端末というのは持ち帰り可能ですか。

高校教育課長

1人1台端末の持ち帰りに関しましては、できるだけ持ち帰りができるように学校側へお願いしております。現在のところ、常時持ち帰りとしている学校が4校、それから場合によって持ち帰ることを可能としている学校が17校ですので、合計21校は持ち帰りが可能な状況にあります。

東海林洋委員（分科員）

高校生の端末は、アプリ（アプリケーションソフト）というか——例えばYouTubeなどは使えるのですよね。

高校教育課長

いろいろなソフトは入っていると思っておりますので、生徒が自由に使えるように学校で指導していると思っております。

東海林洋委員（分科員）

我々が持っているタブレット端末は使用するアプリに制限があり、ただの書類代わりとなっているだ

けなので、我々も学校の1人1台端末を見習いたいと思います。高校においては、基本的に自分で買わなくても、家に持ち帰って使用できるという方針なのでですね。

高校教育課長

そのような方針のもと、持ち帰りを進めていく上で問題点を見つけていこうというスタンスでおります。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で補正予算に関する質疑を終了します。

次に、議案第216号及び議案第217号に関する審査を行います。

関係課長の説明を求めます。

生涯学習課長

【議案〔3〕及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

北林康司委員（分科員）

この公の施設の指定管理者については八峰町に決定したとのことですが、例えば過去二、三年における一般利用者と学校関係者の利用状況に関するデータはありますか。

生涯学習課長

令和元年は8,500人ほど利用者がおりまして、昨年は5,000人くらいまで落ち込んでおります。学校とその他の利用についてですが——すみません、訂正します。平成30年度が8,500人で、令和元年度が7,290人、昨年度はコロナの影響を大きく受けまして3,300人ほどとなっております。申し訳ございません、先ほどのミュージアム活性化事業における入場者数と同じように……

北林康司委員（分科員）

なぜこういった質問をするかということ、皆さんも分かっていると思いますが、この施設を造るときに大変もめた経緯があります。しかし、この施設は飽くまでも子供たちを中心とした教育財産として整備するというので仕方なく承認した経緯があるのです。しかし、私の知る限りでは、一般の方が結構使っているなと感じます。やむを得ないと思う面もありますが、民間の旅館業者等を圧迫するおそれがあるということで閣議決定までされた規制を乗り越えて造ったものですから、やっぱり子供たちに多く使ってもらわなければなりません。若い人たちはあまり知らないと思うけれども、そういう理由で聞いたのです。

生涯学習課長

そうした議論があったことは承知しておりますので、一般の方が利用する場合でも、体験活動を行うことを条件に宿泊してもらっております。また、宴会を中心とするような宿泊についてはお断りしているところでございます。

委員長（会長）

それでは、午後に先ほどのミュージアム活性化事業の件と併せて、過去3年の簡単な比較表でいいと思いますので提出をお願いします。

生涯学習課長

分かりました。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で教育委員会関係の議案に関する質疑を一旦終了します。

次に、教育委員会関係の請願に関する審査を行います。

配付しております請願一覧表により、継続審査となっている請願について順次審査を行います。

10ページをお開きください。

請願第7号「義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための政府予算に係る意見書採択に関する請願について」を議題とします。

現況に変化はありませんか。

義務教育課長

現況に変化はありません。

委員長（会長）

請願第7号について、質問等はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

12ページをお開きください。

次に、請願第11号「秋田県立西目高等学校再編整備に係る請願について」を議題とします。

現況に変化はありませんか。

高校教育課長

現況に変化はありません。

委員長（会長）

請願第11号について、質問等はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で教育委員会関係の請願に関する審査を終了します。

審査の途中ですが、昼食のため、休憩します。

再開は、午後1時30分とします。

午前11時43分 休憩

午後1時27分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	今川 雄 策
副委員長（副会長）	児玉 政 明
委員（分科員）	北林 康 司
委員（分科員）	鶴田 有 司
委員（分科員）	高橋 豪
委員（分科員）	東海林 洋
委員（分科員）	小原 正 晃

説明者

教育長	安田 浩 幸
教育次長	石川 定 人
教育次長	石川 政 昭
総務課長	元野 隆 史
総務課施設整備室長	安田 一 彦
教職員給与課長	丸山 隆
幼保推進課長	熊谷 仁 志
義務教育課長	和田 涉
高校教育課長	渡辺 勉
特別支援教育課長	佐々木 孝 紀
生涯学習課長	橋本 裕 巳
生涯学習課文化財保護室長	武藤 祐 浩
保健体育課長	寺田 潤
福利課長	太田 司

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

休憩前に引き続き、教育委員会関係の審査を行います。

初めに、審査の途中であった議案の審査を行います。

執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

生涯学習課長

【「ミュージアム活性化事業」展覧会入場者数及び秋田県自然体験活動センター（あきた白神体験センター）利用状況について当日提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明に関する質疑を行います。

小原正晃委員（分科員）

資料を準備していただきまして、ありがとうございました。すごく分かりやすいと思います。

令和4年度もミュージアム活性化事業の予算を計上しているわけですが——コロナが収束していくというのが大前提だとは思いますが——令和4年度の入場者数についてはどのくらいの目標を設定しているのですか。

また、コロナ禍でなかなか外出できない中で、せっかくなにかいったすばらしい事業を実施するのであれば県内の子供たちに見てもらえるような機会があればいいと思います。子供たちの芸術鑑賞に関して計画があれば教えてください。

生涯学習課長

今回、令和4年度事業の企画に当たっては、コロナの影響を踏まえて、県民があまり外に出られないだろうということも少しは想定しております。また、入場者数につきましても、コロナ禍以前のような多数の入場を想定せずにコロナの影響も加味しながら計算しております。また、県民が秋田県内で優れた作品を見られる機会を提供するというので、このような企画をしております。

小原正晃委員（分科員）

想定している入場者数と子供たちの鑑賞の機会について、もう少し具体的に教えてもらえないでしょうか。

生涯学習課長

令和4年度に予定している企画のうち、特に博物館で行われます大恐竜展につきましては、夏休み中の開催でもありますし、子供たちには是非博物館に来ていただいて、夏休みの課題の一環にもなるものと考えております。

人数につきましては、令和3年度と大体同じくらいの人数を目指しております。全体で8万人台を考えております。

委員長（会長）

よろしいでしょうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で教育委員会関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、教育委員会関係の陳情等はありませんので、教育委員会関係の所管事項に関する審査を行います。

執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

総務課長

【～大変革の時代～ 新秋田元気創造プラン（素案）について委員会共通資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項に関する質疑を行います。

初めに、今説明のあった新秋田元気創造プランの素案に関して何かございませんか。

小原正晃委員（分科員）

提出資料の126ページですが、3年後離職率に関して伺います。全国平均を下回っているものの、本県でも3割以上の方が3年以内に離職しています。

また、データ見てみると、高卒者の3割は秋田でなく県外に就職しています。その理由としては、やっぱり所得格差によるものとか、県内にやりたい仕事がないといったものだと思うのですけれども、これを少しずつ減らしていくためにどのような取組をしていくのでしょうか。

高校教育課長

県内における直近の離職状況ですが、平成30年3月卒業者の3年後離職率が出ております。数値は31.8%ということで、非常に低く抑えられているという印象を持っております。このときの全国の平均は36.9%ですので、秋田県は大分低いと言えると思います。経年変化を見ましても、全国平均に比べて秋田県の離職率は非常に低く推移していると言っても過言ではない状況であります。離職率を抑えるために、我々もいろいろな事業を通して手を尽くしているのですけれども、高校2年時のインターシップ、そして3年時の就職希望者による企業見学などを通して企業と自分を知ることによって、企業とのマッチングを図っています。それから就職支援員や職場定着支援員が随時企業を訪問して、就職後の生徒の状況確認や、その子に合った職場の紹介を丁寧に行っています。こういったことが功を奏して離職率が下がっているものと認識しております。給料が安いとかいろいろな事情があるとは思いますが、早期の離職はデメリットのほうが大きいので、今後も引き続きこうした事業の充実を図ってまいりたいと思っています。

小原正晃委員（分科員）

分かりました。県全体でも賃金の向上に力を入れていこうとしている中で、教育の分野でも、若いときから地元の企業の情報を提供し、志を持って働いてもらいたいと思います。できるだけ長く働いてもらうことは企業側にとってもいいことだろうし、そうすることで賃金も上がっていくというような循環を作っていかなければならないと思って質問させていただきました。離職率は全国に比べて低いということで非常にいいことだと思うのですけれども、子供の数自体が物すごく少ない中で、できるだけしっかりマッチングできるようお願いします。

北林康司委員（分科員）

離職率が低くなってきたことは、大変いい話であります。最も高かった頃は38%ぐらいまで上がっていましたので、職場定着員の効果がようやく現れてきたということでしょうか。知事と相当やり合っただけで予算化した経緯がありますが、職場定着員を配置してまだ2年ぐらいでしょうから、本当の効果はまだこれからだと思います。

昨日の医療系のある団体との懇談会の中でも、コロナの影響によって、定員割れの状況がかなり改善

してきたとのことでした。このコロナの状況が幸いしたとはいえ、この状況が落ち着いてくると今度はやはり給与の問題が必ず出てくるでしょう。国も県も何とか二、三%の賃金アップを目指すような話をしています。これがうまくいかなければ、この離職率がまた元に戻ってしまう危険性が十分にあります。ですから、教育分野においても、是非ふるさとに定着するような——県内に残りなさいとか戻ってきなさいというのはなかなか難しいとは思いますが、県内に残るメリットを伝えられるような事例があればいいと思います。本県は土木会社が多い県ですので、いくら頑張っても課長や部長、あるいは取締役になれるというのは恐らく珍しいでしょう。建設振興議員連盟でもよくその話をしますが、なかなか改善できないだろうと感じています。かつて、慶應大学を出て秋田の某会社に入ったものの、幾ら努力してもトップクラスまでは行けないと言って東京へ行ってしまった方もいると聞きました。それは県庁の部長の息子だったのですけれども、そういうこともあり得るので、ふるさと教育をしっかりとさせていただきながら、同時に離職率をどうやって下げていくか。離職率が下がってきているのはいいことですが、私としてはやっぱりコロナの影響だろうという感じがしています。職場定着員が幾ら頑張っても、なかなか人間の思考を変えることは簡単ではないと思うのですが、それでも彼らには頑張ってもらって、何とか離職の防止だったり、県内定着に全力を挙げていかなければいけないだろうと思います。

余談ですが、藻谷さん（日本総合研究所調査部首席研究員の藻谷浩介氏。日本の地域エコノミスト。）という経済学者と言っていていいかな——秋田に詳しい方ですけれども——先日東京で行われた全国議長会において、北林丈正議員がパネリストとして北秋田市と上小阿仁村の話をしたときに、藻谷さんも行ったことがあるということで、何であんなすばらしいところから東京へ出てくるばかがいるのだと、はっきり言われていました。私はその藻谷さんに秋田で講演をしてもらって、できたら若いお父さん、お母さんたちにも是非聞いてもらう機会を作りたいと考えているところです。あの方は秋田をすごく評価してくれていますよ。そういう話を一遍皆さんに聞かせてあげたいと思っています。

高校教育課長

先ほども申し上げたのですが、離職の原因としては、仕事が合わなかったという生徒が27%ほどです。それから、職場の人間関係が良くなかったという生徒が17%ほどおりました。そういった部分を改善できるように、やはり事前に職場をよく見て、実際に入って経験してみるような取組も含めて充実させていきたいと思っています。

あと、一つ御紹介したいのですが、本県における29歳以下の県内就職者の増加率が東北の中でトップだったことが12月4日——先週の土曜日付けの日本経済新聞に掲載されていました。東北の中で、県内就職した29歳以下の方を2015年度から2020年度までの5年間で比較した場合に、秋田県が54%増加しており、東北の中でトップだったとのことでした。これまでのいろいろな事業や取組が功を奏した結果として、県内に若い人が多く残っているという記事でしたので、こういった評価も力にしながら今後も頑張っていきたいと思っています。

高橋豪委員（分科員）

教育・人づくり戦略の現状・課題の部分に、全国トップレベルの学力という記述があります。小中学生の学力は高いレベルとのことですが、高等学校に関する記述が見当たりません。小中学生の学力レベルは高いけれども、それでは高校の現状はどうかというところも踏まえて、今後の戦略を考えるべきではないかと思うのですが、いかがですか。

高校教育課長

学力に関しては、小中学校では全国学力テストがありますので、そういったものを指標にして比較することができるのですが、高校の場合には大学入学共通テストが主な指標として取り上げられる状況になっております。ただ、全ての高校生が受験するわけでもありませんし、ある一定の大学に進学する生徒たちだけが受けるものによって高校生の学力状況を判断するのは非常に難しいことだと思っております。そういったことで、明確な指標によって比較することは難しいのですが、いわゆる難関大学と言われる大学に多くの生徒が進学しておりますし、それから先ほど申し上げました離職率の状況など、我々としては高校生のレベルは良くなっていると捉えております。

高橋豪委員（分科員）

例えば県内に就職や進学をするにしても、この資料の課題の部分にあるとおり、いろいろな科学技術の進展により、企業が生徒に求める知識・技術がどんどん変わってくる中で、それを教える側の先生たちもこの変化に対応していくことにならうかと思っております。大学入学共通テストの話も出たのですが、今の中学校3年生が高校に入り、共通テストを受ける頃になると、情報Iというプログラミングに関する科目が追加されるということです。もう来年度からその取組をしていなければなりませんけれども、県内の高等学校ではそういう体制が取れているのでしょうか。また、このことはすでに決まっていることだと思っておりますけれども、その辺りの対応はこの戦略のどの部分に対応しているのでしょうか。

高校教育課長

今委員のおっしゃった大学入学共通テストの情報Ⅰに関してなのですけれども、来年度から県全体でデジタル人材の育成に力を入れるということで、高校としても事業を立ち上げたいと思っております。そして、2025年度から共通テストに導入される新たな教科になりますので、その指導はそれぞれの学校で行うのですけれども、全県的に外部からの指導を入れて共通テストに対応できる高度な授業が来年4月から実施できるように今後予算要求をしてみたいと思っております。

高橋豪委員（分科員）

どんどん新しいものに対応していかないと取り残されてしまうと思いますので、是非進めていただきたいと思います。

それから、先ほどインターンシップや企業とのマッチングを図ってきたことで県内就職者の伸び率が非常に高くなったとおっしゃっていましたが、新プランの数値目標を見ますと、「高校生のインターンシップ参加率」が2025年に66%、「高校生の県内就職率」が2025年に80%となっています。インターンシップ参加率については、先ほどの答弁でも非常に重要だとお話されていましたので、2025年に100%を目指すとか、より高い目標にしたほうがよいのではないかと思いますので、それは可能ですか。

高校教育課長

委員のおっしゃるとおり、インターンシップ参加率については、できることなら普通高校も含めて100%という目標であるべきだと思うのですけれども、実際には普通高校の生徒であれば進学をする者がほとんどでありますので、全県的に見た66%という数字は、就職する生徒に関して言えば100%と捉えていいと思います。普通高校においても、例えば能代高校ではウィルプロジェクトというキャリア教育を進めておりますが、そこでは全校生徒にインターンシップ参加をさせています。やはり将来的には誰もが就職をしなければならないわけですので、そういった学校の取組をもっと広めながら、県としても更にインターンシップの大切さを広めたいと考えています。

高橋豪委員（分科員）

就職する生徒に関しては100%だが、進学する人もいるので全体でこの割合になるとのことですが、今の答弁のとおり、大学等へ進学したとしてもいずれは必ず仕事に就くという中であって、秋田にはこういうすばらしい企業があるということを伝える必要があるのではないのでしょうか。進学希望の生徒であっても、やはり1回は実際に企業を見てもらい、地域にこういう会社があるということを知ってもら

うことによって、大学卒業後の県内就職率の上昇につながるのではないかと思います。そういう意味でも、この目標値をより高いものにすることで全体の効果が上がってくるのではないかと思いますので、その辺はいかがですか。

高校教育課長

確におっしゃるとおりです。ただ、学校においても最近はいろいろな教育を入れていかなければならないということもありまして、カリキュラムが全て埋まっているような状況もあります。我々教育委員会としても、インターンシップの重要性は常日頃から学校訪問等で伝えている状況ではあるのですけれども、今後更にそういったことも含めてキャリア教育の充実を図ってまいりたいと思っています。

鶴田有司委員（分科員）

資料の127ページ、それから132ページにもありますが、探究型授業について伺います。今後は新たな時代に対応したという——これはデジタル教育なども含んだものと思いますが——この探究型授業も始められてから10年ぐらいになるのですか、結構長くなりましたよね。単なる知識習得のための勉強だけではなくて、考える力だとかまとめる力といった人間性を豊かにするという意味でも非常に成果が上がっているのだと思うのですけれども、これまでやってきたことの成果、そしてこれから新たな時代に対応して、どんな方向性を見いだしているのか、その辺を聞かせてください。

義務教育課長

秋田の探究型授業につきましては、長い積み重ねがあります。これは「型」と書いていますけれども、「型」の意味を先生方が十分に理解した上で授業に取り組んでおります。現行の学習指導要領に「主体的、対話的で深い学び」とありますが、これと合致している授業であります。

成果につきましては、全国学力学習状況調査において、一つの検証ができています。それからあともう一つ、本県独自の調査も行っておりまして、その結果からは学力に関して一定の成果を得ていると捉えています。秋田県でこうした取組をするきっかけになったのは、子供たちが問いを発することができないということでした。そこから始まって、今や子供たちはどんどん問いを発していますし、子供同士の学び合いも十分進んでいますので、コミュニケーション能力の向上も成果として挙げられます。これからは、この探究型授業とICTをミックスしていかなければならず、その部分について今試行錯誤している段階です。

鶴田有司委員（分科員）

デジタル化がどんどん進んでおり、例えば小さい子供でもスマホを自由に操れるといいます。昔は外

で自由に遊び回ったものですが、今では家に籠もって一生懸命スマホを触っていたり、あるいは家に帰ってもすぐ塾に行ってしまうと聞きます。こうした時代において、探究型授業は人との交わりという面でも効果を発揮してほしいと思います。家に籠もって勉強しなければならないときもあるのでしょうか、世の中で生きていくために大事なことはそれだけではないと思うのです。そういう意味で私は探究型授業に大いに期待しているのですけれども、その辺も十分に考慮して現場の先生方をお願いしていると捉えていいのでしょうか。

義務教育課長

私が実際に授業で見た一場面を紹介すると、ある子供が黒板の前に立って発表しているときに、発表内容を忘れてしまったことがありました。そのときにほかの生徒が挙手をしまして、代わりに答えるのではなく、何々さんが伝えたいことはこういうことですかとみんなで話し合いをしたのです。このように、ただ単に代わりを務めるのではなくて、察してあげるというシーンが見られますので、そういう意味では秋田県の子供たちのコミュニケーション能力は高まっていると思っています。

鶴田有司委員（分科員）

そういう成果が得られているということですね。分かりました。この後も引き続き進めていただきたいと思います。

先ほど高校におけるデジタル教育に関して来年4月から専門的な外部人材を登用すると説明がありました。外部というのは例えばどこかの会社に所属しながら来てもらうのか、デジタル教育を専門的に教える教諭になるのか、あるいは非常勤講師となるのか、その辺はどう考えているのですか。

高校教育課長

来年度からのデジタル人材育成の授業ですけれども、現在も外部人材を活用してやっておりますので、それを更に拡充していくというものであります。まだ高校の教員だけでは対応できない部分がありますので、外部人材を取り入れながら補っていくこととしています。来年から情報Ⅰの授業が始まり、2025年度には試験科目となることを見据えて、生徒に不利益とならないような形を作っていくと思っています。

鶴田有司委員（分科員）

不利益というのはどういった意味でしょうか。

高校教育課長

来年から情報Ⅰの授業が始まるのですけれども、来年はまず最初の年だからこのくらいでいいだろうと言っている場合ではなくて、それを受けた子供たちが2025年度にはもうテストを受けることとなりますので、来年の4月からしっかり生徒のためにや

っていきたいと考えています。

鶴田有司委員（分科員）

この間たまたま知事と教育長の会話が聞こえてきて——教育長からも若干聞いてはいたのですが——高校でのデジタル教育については知事もかなり力を入れているようですし、教育長も強い思いをお持ちのようですから、これからの時代に即して教育ナンバーワンからデジタルナンバーワンになるくらい、しっかりお願いします。

東海林洋委員（分科員）

1点だけお伺いします。図書館に関しては県立図書館や市町村立図書館、あるいは中高生を対象とした読書イベントといった記述はありますが、学校図書館に関する記述がありません。学校図書館には、単なる教育とか知識だけでなく、日本の文化、芸術、世界、あるいは産業界の情報、更にはふるさと教育的な地域の文化などについて物すごい量の情報があるわけです。情報の拠点であり、更に最近であれば地域を考えるときの拠点にもなり得るとというのが図書館の魅力です。県立図書館とか市町村立図書館との連携事業などを結構やっていらっしゃるのですが、小中高校生の図書館の活用が重要視されていないことには納得がいきません。本当に大事だと思ふのです。国際教養大学の図書館を想像してみてください。24時間世界とつながり、様々なことについて、いろんな人が調べもすれば、ディスカッションもします。これは、高校生にだってできるはずですし、このプランの中でそういう姿勢を出していただきたい。なぜかと言えば、私の住む湯沢市には湯沢高校と湯沢翔北高校というのがありますが、夕方から夜にかけて市役所の開放されたロビーにいるのは全部高校生です。それも1階だけでなく、2階、3階の執務室の横のスペースもみんな高校生で埋まっています。学校図書館にあればの本と場所があるのに——もちろん迎えに来るときの駐車場の広さなどといった理由はあるのですが——何で毎日ここに来るのかと異常に感じます。ですから、学校図書館の魅力を少しでも上げて、より活用できるように工夫すべきだと思います。是非善処をお願いしたいです。

教育長

学校図書館について具体的には記載されていませんが、当然学校の図書館の重要性だとか、子供たちの読書活動の重要性については以前から認識しております。実は学校の図書館、蔵書に関してはそれほど充実はしていないのですけれども、最近県立図書館等と連携した貸出し図書等をやって充実を図っているところです。また、図書館は読書をする場でもあります。今お話があったように例えば受験の時期になると学校の図書館もかなり遅くまで生徒たち

が残って勉強したりしています。そういう環境作りに関しては、司書のいる学校もあれば、図書委員だったり、先生も含めてみんなで進めている学校もあります。そういったことをより一層進めながら、学校の図書館がもう少し活性化するように、我々もこれから少し力を入れてやっていきたいと思えます。

東海林洋委員（分科員）

教員の方が多忙を理由にできないというのであれば、外部に委託することも可能なわけですから、より活用していただきたいと思えます。そして、できればこのプランのどこかに記述を入れてほしいです。

教育長

現在も非常勤の司書の方を十何名か入れながら、読書活動のモデル校を指定し、そのモデル校が各地区で中心となって地区内に活動を広げたりしています。また、統合校等が出来た場合には、そこで新しい図書館作りに取り組んでもらったりもしていますので、今いる司書の方々には頑張ってもらっています。そのノウハウ等をほかに広げながらやっていきたいと思っています。

小原正晃委員（分科員）

資料の128ページの現状・課題のところには文化芸術を体験する機会の不足という記載があります。先ほどのミュージアム活性化事業も活用しながら、例えば小中学生だとなかなか難しいとしても、高校生に1人1台端末を使ってデジタルアーカイブを見せるなど、少しでも文化芸術に触れる機会を作れないものでしょうか。それ以外にも例えば全員に対して、美術館や博物館のどこでも使えるチケットを1枚渡して、好きなところに行ってもらおうということでもいいと思えます。文化芸術に触れてもらうことにもなりますし、若い人たちの好みなどのデータを取ることでもあります。企画展をやるときには学芸員の方々も非常に悩まれていることと思えます。僕も美術大学出身だったので、そういったことは結構分かるつもりなのですけれども、いろいろなデータがあることで、学芸員の方々や企画を進める人たちの参考になると思えます。このように、機会の提供プラスアルファとなるような対策は考えられないものでしょうか。

生涯学習課長

現在、セカンドスクール（都会の小中学生が農村部に移動し、豊かな自然の中で行う体験学習のこと。）としてクラス単位あるいは学校単位で利用する場合には無料とする措置を取っております。また、団体割引もありますし、公立美術大学については、学生の入場料を後で大学側が補填するというやり方を取っております。学生もせっかくタブレットを持っておりまして——美術館では著作権の関係からタブレットを使った鑑賞というのはなかなか難しい

かもしれませんが——博物館などでは著作権の問題もございませんので、Wi-Fiを設置しまして、自由にタブレットやスマホを使って詳細を学びながら鑑賞するというのも考えており、今後関連予算を計上したいと考えているところでございます。

小原正晃委員（分科員）

私自身も高校生のときに芸術に触れる機会が少なかったと思えますし、あと大学生の息子が高校生のときにもそういう機会は多くなかったと思えます。先ほどセカンドスクールや公立美術大学は無料とのことでしたが、年間どのくらい利用しているものなのですか——細かな数字は結構ですが、あまり多くないのであれば、高校生や中学生が体験できるような形を取ったほうがいいのではないかという思いでお話しさせていただきました。美術館とか博物館を1回無料で見に行けるとすれば、デートで行くかもしれませんし、親と一緒に行くかもしれません。そういった機会が多くなれば、機会の不足という課題も解決できるのではないかと思えますが、どうでしょうか。

生涯学習課長

セカンドスクールの利用者につきましては、昨年度は落ち込んでおります。令和元年度でいいますと、博物館であれば141名、近代美術館であれば100名、美術館であれば26名となっております。最近は少し減少傾向ですが、制度としては活用できるということでもあります。

（32ページで発言訂正あり）

教育長

将来的なことは別にして、コロナ禍ということで最近の修学旅行は小中高とも行き先が県内に切り替わってきていますので、例えば横手であればふるさと村や近代美術館を見るときか、秋田に来たら県立美術館や博物館を見るときといった形で利用していただければと思います。私も市町村教育委員会を訪問していますので、各市町村の教育長に対して修学旅行の途中で立ち寄ってもらえないか話をしたいと思えます。そういったことで、少しでも子供たちが文化美術に触れる機会を増やしていきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

生涯学習課長

すみません、先ほどお話ししたことに訂正がございます。令和元年度のセカンドスクールの利用者について、先ほど申し上げた数字は学校の数でございまして、人数にしますと博物館で5,400名、近代美術館で約3,000名、美術館で930名となります。申し訳ございません。

（※32ページの発言を訂正）

小原正晃委員（分科員）

教育長からもお話しいただいたように、いろいろ

な機会を通じて子供たちが芸術を体験する機会を増やしてもらえるようにお願いします。

あともう一つ、先ほどからプログラミング教育の話が出ていました。2025年度にプログラミング教育がテストに出てくるという状況の中で、プログラミングをどこでどのように学んだか、各自治体によってももしかすれば差が出てくるのではないかと感じています。文科省でも、全国に対して同じようなフォーマットなどを示さずに各地域に任せているのではないかと考えています。先ほど、外部人材を活用するというお話がありましたけれども、現状、例えば数学の先生などが情報の授業をやっているということもあると思うのです。現在はどのような状況で、来年度からどう進めようとしているのか、その辺りを教えてください。

教育長

高校に関しては、今でも既に情報という授業はやっているのです。3年間で2単位ということで、飽くまでも教科ですので、必ず情報科目の免許を持った先生が教えています。先ほど数学の先生が教えているのではないかとということでした。数学と情報の両方の免許を持っている人は教えることができますが、数学の免許しかない人が勝手に情報を教えているわけではありません。ただ、情報の免許を持っている方は全体的に少ないので、もし学校内に免許のある人がいない場合には臨時免許（普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する助教諭の免許のこと。）で対応する場合もあるのですけれども、まずは免許のある先生が教科書、それから学習指導要領にのっとって授業をしている状況であります。そうした中であっても、先生方の指導力には当然差があるだろうし、それから今度は共通テストにも出題されることとなりますので、より強化していく必要があるだろうということで、先ほどから申し上げている外部人材だったり、外部の教材だったり、あるいは先生方への研修において外部の力を借りるといった取組を来年度から高校教育課で立ち上げようと進めております。

義務教育課長

小中学校における情報の取組についてです。小学校でも既に実施されていますけれども、算数、理科、総合の教科で扱っていますので、担任の先生が扱っているというのが現状です。ただ、体験的な内容になってくると先生方にも限界がありまして、実情としては外部の方々をお願いをしております。県としては、秋田県プログラミング教育人材バンクというのを設けておりまして——現在41件の登録がありますけれども——そういったものを活用して取組んでいるというのが実情であります。

小原正晃委員（分科員）

先ほどの教育長のお話で大体理解しました。秋田県としても学校によって教育に差が出ないように、また先生たちにとってもあまり負担とならないように、皆さんでしっかり考えていただきながら進めていきたいと思っています。期待しています。よろしくお願いします。

児玉政明委員（分科員）

私から3点ほどお願いします。先ほど高校生のインターンシップ参加率を限りなく100%に近づけることができないかという質問がありましたが、私もまるっきり同じような考えでした。先ほどの答弁にもありましたが、大学に進学したとしても将来的には就職することになるので、そういった意味でインターンシップ等の機会が多くあればいいのではないかと思います。インターンシップだけではなくて、例えば地元企業の説明会などの参加率も含めるともっと数値は高くなるのではないかとと思うのですが、どうでしょうか。

高校教育課長

企業の説明会等にはもっと多くの生徒が参加していると思いますので、参加率は上がると思います。ただ、我々としては前後の指導も含めた合計5日間のインターンシップという条件でカウントしたものであります。

児玉政明委員（分科員）

分かりました。県内の中学校でも職場体験が行われていると思いますけれども、そちらの参加率は100%になっていますか。

義務教育課長

職場見学も含めると、ほとんどの学校で実施されていると捉えています。ただ、今はコロナの影響によって停滞しているところもあります。例えば福祉関係などの職場はなかなか訪問することができませんので、代わりにオンラインによる説明で情報を得るなど、工夫をして実施していると聞いています。

児玉政明委員（分科員）

コロナが落ち着いたら、また以前のように地元の企業を知ってもらって、たとえ県外に出ていったとしても、また秋田に戻って来たくるように取組を続けてもらいたいと思います。

それからもう1点、「将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合（小6、中3）」という指標についてですが、2019年の実績が86.2%になっていて、2025年の目標が88%となっています。調査方法もいろいろあると思うのですが、例えば小学校6年生の子供たちだったら100%になると思うのです。将来の夢や目標がない子が12%もいるのか不思議に思うのですが、調査方法などについて教えてもらいたいと思います。

義務教育課長

私も100%でなければならぬと思いますけれども、これは飽くまでも全国学力・学習状況調査における比較でありまして、秋田県はこれでも全国的にも高いほうに位置しています。理想は100%ですけれども、やはり指標としては全国との比較も考慮し、この数字が妥当であると捉えています。

児玉政明委員（分科員）

分かりました。もう1点、資料の134ページにある「授業にICTを活用して指導することができる』『ややできる』とする教員の割合（全校種）」という指標についてです。直近の実績値が63.2%で、いったん62%に下がっていますが、2025年には74%を目指すということです。先ほどから話があるようにデジタル教育日本一といったことを目指していく中であって、ICTを活用できない人が26%いるということになってしまっていますが、この26%はどういう人のことを指しているのでしょうか。

義務教育課長

教員がICTを活用して指導することができるかどうかという設問なのですが、2年前の設問では、活用して指導できるかではなくて単純に活用できるかどうかというものを問うものでした。そのときには「できる」と回答する割合が非常に高かったのですが、今では学び方や学習形態が変わってきています。子供たちは1人1台タブレットやパソコンを持っていますので、そういったものを活用しながら双方向でしっかりと授業をできるかどうかという設問に転換されたわけです。そうした場合にはどういった割合となるかを考えたときの数字をこちらに記載しておりますので、全くICTに興味がないとか全くできないというわけではなくて、子供との双方向においてはどうなのかという視点で見た場合にはもう少し時間が必要ではないかと考え、このような目標値としています。

児玉政明委員（分科員）

この指標についても、もう少し上を目指してもいいのかなと思いましたが、まずは分かりました。

北林康司委員（分科員）

資料の142ページに「県内産業の即戦力となる人材の育成に取り組む私立大学・短期大学・専修学校への支援」という文言があります。指標は、「県内高卒者の県内大学、短大への進学率」となっていますが、2025年には31.8%ということで目標にしては少し弱い感じがします。

もう一つ、先般行われた私学振興大会において皆さんの先輩である小野校長が、専門学校を出た人のほうが長い間税金を納めてくれるから本県のためになるという話をしていました。専門学校に関する記述はここにはないのですか。

総務課長

目指す姿5の部分につきましては、あきた未来創造部の高等教育支援室の所管になっているため、そちらで載せた指標ということでございます。

北林康司委員（分科員）

それは分かりますが、皆さんにとっても教え子が行くことになるわけですから、そこをあまり区別するというのはいかがなものかと思えます。だから私は、皆さんが就職とか専門学校に行く人に冷たいとよく言っているのです。やっぱりここにしっかりと明記してもらわなければならないと思います。所管が知事部局だということは分かりますけれども、皆さんがここに支援と書いている以上は、参考としてでも載せていただきたいと思えます。専門学校へ行く人の数字というのは出るのでしょう。ここに書いてくださいよ。

もう一つ、同じページに「高等教育機関の学生に対する授業料等の経済的負担の軽減に向けた支援」という記載があります。私の知っている限り、皆さんのところで大学の入学金などの貸与をしていますよね。これは何年から始めたのでしょうか。それから、かつて入学金の貸与に不足が生じてしまい2,000万円の増額補正がされたことがあって驚いた記憶もあります。実際には現在どのくらいの金額が積まれているのですか。これも教育庁で分からないとおかしいでしょう。奨学金とはまた違う話ですよ。たしか貸与ですよ。

総務課長

県の育英会による大学入学一時金の貸与ということで、現在200人の枠で貸与しております。

北林康司委員（分科員）

金額にしてどのくらいですか。それから1人あたりどのくらい貸すのですか。その学校によりけりなのか、あるいは借りる人によるものなのか、その辺は分からないけれども……。いいです、答弁は結構です。

昨日もある団体との会合の中で、ある議員から、教育庁の方針はとにかくいい大学へ向け、いい会社に入れというものだといった話がありました。そういうところが若い人が県外へ出て行く原因にもなっているという厳しい話もあったでしょう。進学率がこれほど上がってきていますが、本県の所得水準を考えるとこれは相当厳しい話でしょう。ですから、佐々木喜久治県政のときに奨学金を潤沢にしようという話をしたのです。大学へ行くなどか行かせないという話ではないけれども、そこまで大きな金を積んでまで進学するのは厳しいものがあります。だから、私も前にこの委員会で言ったと思うけれども、その辺を少し踏まえて県内にいる子供たちとか専修学校にもう少し力を貸してくださいよ。伊藤学園と

いう秋田県で一番古い学校は、かつて生徒が300人以上いたかと思いますが、今では100人を切ったりしています。それでも就職先の90%ぐらいは県内です。コア学園だって小野さんが言ったように、やっぱり即戦力として税金を長い間納めてくれるのです。歯科医療専門学校もそうですよ。50人の定数に対して20人を割ったことがあります。それでも最近ではコロナの影響だと思いますが、40人ぐらいまで戻ってきているようです。話が行ったり来たりしますけれども、給料が安ければ外へ行ってしまおうということで歯科医師会の先生方に何回も発破をかけたこともあります。やっぱり専門学校とか専修学校に少し力を入れてくださいよ。本当に専修学校がなくなってしまうたら、歯科衛生士とかは秋田にいらなくなりますよ。

総務課長

高校生の動機付けの件は別としましても、ただいま委員からお話のありましたことにつきましては、未来創造部と健康福祉部にお伝えしておきたいと思えます。

北林康司委員（分科員）

伝えるだけではなくて、皆さんが一緒になって取り組む方向でなければなりません。ふるさと教育などを進めていく中であって、ここが一番の要なわけです。伝えるだけでなく、一緒になってやっていく——人口減少という正に緊急事態にあるわけですから、このまま1万5,000人ずつ減っていくとどうなりますか。やっぱりお互いにそこをしっかりと考えましょうよ。

高橋豪委員（分科員）

資料の144、145ページに記載のある文化遺産の保存活用についてです。「国・県指定等文化財の件数」という指標では、現状の785件から794件に増やしていくということでもあります。国指定、県指定の文化財については、有形、無形といろいろあって、特に建物など個人で所有しているもので文化財指定を受けているものも多いと思えます。文化財を増やしていくことも非常に大切なことだと思うのですが、一方では個人所有の財産が老朽化したりして修繕できないとか、維持管理が物すごく大変とか、それから後継者がいないとか、正に今そういう問題に直面していることもあるかと思うのです。ただ件数を増やしていくというよりかは、どうやって保存していくか、または活用していくかという部分が重要なのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。そういった現状を把握されているのかということと併せて、このプラン策定に当たってのお考えを伺いたいと思えます。

生涯学習課文化財保護室長

まず、この指標ですけれども、文化財の指定につ

いては文化財保護の方法の一つとして着実に進めていきたいと考えております。また、文化財というのは非常に多くの種類がありますので、いろんな種類のをバランス良く指定していきたいと考えております。ただ、1件指定するにもかなり労力が掛かることなので、年間3件程度ずつ指定を進めていきたいという意図でこういった指標としております。

それから、御指摘のありました建造物等に関しては、そういった現状についても十分認識しているところであります。例えば重要文化財建造物は今27件、それから県指定が25件あります。国指定のものに関しては、個人所有のものについてもある程度国の補助がありますので、管理ができなくなるほど苦しい状況までにはならず済んでいるところがあります。所有者による管理が困難な状況となった場合には、地元市町村と相談するなどして取り組まれているものと捉えており、県指定のものも含めて、管理が立ち行かなくなる状況を防げるように市町村とも連携しながら進めていきたいと考えているところです。

高橋豪委員（分科員）

国指定や県指定の文化財においては、まだそういう状態のものはないということですが、市町村指定のものでは、管理が立ち行かないものもあつたりします。私の地元の角館でも、例えば芦名家兵具庫という佐竹北家の敷地内の蔵があるのですけれども、それはもう壁が崩れてしまっていて、その状態で10年以上放置されています。所有者の方が修繕するといっても何千万円もの費用が掛かるということなんです。所有者と市が半分ずつ負担する決まりになっているのですが、例えば2,000万円掛かるとしても所有者が個人で1,000万円を負担しなければなりません。物置として使っているだけだから、もう文化財指定を解除してくれという声もあるようで、もしこういったケースが今後増えていくとすれば、やはり県指定や国指定であっても、この先こういう問題が起こり得るのではないかと思います。私の地元の状況しか分からないのですが、すごくお金を掛けて管理されているところもあるわけですので、そういった部分もこれから工夫していかなければいけないのではないかと思います。

それからもう一点、民俗文化財についてですが、コロナ禍の影響でいろいろなお祭りや小正月行事が中止となっています。人口減少の影響もあり、これを継承していくということも大変難しい問題になってきていると思えますが、この計画において、人材育成とか、お祭りや伝統行事の残し方について文化財保護の観点からどのように考えているかお尋ねしたいと思います。

生涯学習課文化財保護室長

コロナの影響はいまだに非常に大きく、2年も行事を中止してしまうと今後もなかなかできないという話が出てくると感じております。

我々としては、民俗芸能等の後継者育成に向けてできるだけ小学校とか中学校のうちから地元にあるものを体験してもらうことを保存団体の方々と一緒に取り組んでいるところです。今年もコロナの影響でできなかったのですが、まずはそういった事業を継続しながら進めていきたいと考えております。

また、具体的にまだ内容が示されていないのですが、国が今回の補正予算で地域の伝統行事等の伝承に係る事業に取り組むという情報があります。実際にどういった補助事業となるかは補正予算成立後に説明があるとのことですので、この後も情報収集しながら、広く情報提供できるように進めていきたいと考えているところです。

鶴田有司委員（分科員）

不登校児童の増加というのが資料の128ページにありますけれども、このコロナ禍によって全国的にも急激に増えたと聞きます。数字だけを見ると秋田県でも大分増えているようで私も非常に心配しているのですが、教育委員会としてはどういう捉え方をしているのか聞かせてもらえますか。

義務教育課長

不登校につきましては、令和元年度、令和2年度と比較して100人ほど増えています。私たちが今考えていることは、まずスクールカウンセラーの時間を増やしていくということ、それからスクールソーシャルワーカーの人員を増やしていきたいと考えており、これはこれから要求していくわけですが、そういった取組によって歯止めを掛けていきたいと考えております。もちろん中心となって対応するのは学級担任をはじめとする先生方ですが、その周辺領域といいますか、なかなか先生に言いづらいことだったり、あるいは第三者から見たときに変化を感じることもありますので、そういったシステムとしてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を進めていかなければならないと思っています。また、最近では御家庭に起因したトラブル等もあり、学校の枠を超えた支援が必要となっていることから、スクールソーシャルワーカーが増えてきているところです。

関係機関と連携をしながら、様々な困難を抱える子供たちを導いていけるよう努めていきたいと思っています。

鶴田有司委員（分科員）

原因分析もされているでしょうし、それぞれ個別に理由が違うというのも当然だと思うのですが、やはりコロナの影響で随分状況が変わってきて

います。先ほど家庭の問題という話がありましたが——もちろん以前から全くなかったわけではないでしょうが——やっぱりこのコロナの影響というのも考えながらご対応いただきたいと思います。非行に走る、あるいは何か事件に巻き込まれるといった事態に発展してしまえば大変ですので、十分に考慮しながらやってもらいたいと思っているわけですが、その辺も踏まえてもう一回聞かせてもらいたいと思います。

義務教育課長

やはりコロナ禍にあつて、先生方がよりきめ細やかに子供たちを見ていかなければいけないと思っています。今はある程度落ち着いていますけれども、やはり昨年辺りに一番気になっていたのが家庭内のトラブルです。子供たちも学校に行けない期間がありましたし、そこに保護者もいるという特殊な環境が作られてしまったこともあって、いろいろな問題が出てきたのも事実です。昨年度の経験も踏まえて、やはりそういった変化に私たちが迅速に対応していかなければいけないと思っています。

鶴田有司委員（分科員）

しっかりとお願いします。

委員長（会長）

ほかにございますか。プランのほうは特によろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

それでは、プラン以外に何かありますか。

小原正晃委員（分科員）

なかなか難しい話だと思うのですが、ちょっとお願いしたいことがあります。私もスポ少など様々やっておりますが、子供自体が減っている中でなかなか新規団員が入らなくて、ひどいところでは人数不足により競技ができないところもあります。その要因の一つとして、勧誘がなかなかできないという点があります。例えば、これまでは校長先生の許可を得てチラシを配布したりできたのですが、校長先生や担当の人が替わった途端にできなくなったりする状況があります。また、隣の市や町では許されているけれども、我々の町はやらせてもらえないといったように各市町村によっても対応にばらつきがあったりもします。野球やサッカー、バスケットなど、いろんなスポ少がスポーツを楽しみませんかと広告したいのだけれども、学校側では対応し切れないということもあってなかなか難しい。すぐジレンマがあって、我々スポ少を支えている側とすれば、学校での広告ができないので、近くのコンビニや公民館などにチラシを貼ってもらうといった対応しかできないこともあります。市町村によって取扱いにあまりにもばらつきがあるので、県教育

委員会を通じて統一的な見解を出すようなことは難しいでしょうか。県の体育協会に入っているところであれば学校側で置いてもらえるだとか、チラシを団体側で準備すれば配布してもらえるだとか、そういうことはできないものなのでしょうか。

保健体育課長

確かにスポーツ少年団も団員不足でチームが組めなかったり、あるいは練習がいつも固定メンバーとなってしまうためなかなか成果が上がらなかったりと、非常に難儀していると聞いております。ただ、勧誘に関して学校がどういう対応をしているかについては把握しておらず、チラシの配布を学校が禁止しているという話も今初めて聞きましたので、今後、様々な場面で話題にしていきたいと思っております。県のスポーツ少年団の本部とも話をしながら、我々にできることについては今後検討していきたいと思っております。

小原正晃委員（分科員）

是非お願いします。やはり勉強だけではなく体も鍛えていくべきだと思いますし、我々スポーツ少年団を支えている側からすれば、ほとんどボランティアという形で子供たちの育ちのためにと考えてやっているのです、なるべく学校にも協力してもらいたいと思います。学校と親が両輪となって初めて子供たちを支えていくことができるので、お互いに歩み寄って、一緒に協力し合いながら進めていきたいと思っております。それも市町村によって差が出ないような形で進めていただければ助かります。これは、スポ小に携わるほかの人たちからも言われている要望ですので、よろしくお願いします。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で教育委員会関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、12月20日月曜日、予算特別委員会終了後に委員会を開き、付託案件について、討論・採決を行います。

散会します。

午後3時6分 散会

令和3年12月20日（月曜日）

本日の会議案件

1 議案第208号

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

2 議案第216号

公の施設の指定管理者の指定について

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

3 議案第217号

交通事故に係る和解について

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

4 議案第218号

交通事故に係る和解について

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

5 議案第219号

交通事故に係る和解について

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

6 議案第220号

交通事故に係る和解について

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

7 請願第7号

義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための政府予算に係る意見書採択に関する請願について

（継続審査とすべきもの）

8 請願第11号

秋田県立西目高等学校再編整備に係る請願について

（継続審査とすべきもの）

本日の出席状況

出席委員

委員長	今川雄策
副委員長	児玉政明
委員	北林康司
委員	鶴田有司
委員	高橋豪
委員	東海林洋
委員	小原正晃

書記

議会事務局議事課	松江翔一
議会事務局政務調査課	安原駿平
教育庁総務課	石塚祐樹
警察本部警務部総務課	高岡義明

出席委員

委員長	今川雄策
副委員長	児玉政明
委員	北林康司
委員	鶴田有司
委員	高橋豪
委員	東海林洋
委員	小原正晃

説明者

教育長	安田浩幸
教育次長	石川定人
教育次長	石川政昭
総務課長	元野隆史
警察本部長	久田誠
警務部長	後藤健太郎
警務部参事官（兼）総務課長	一関雄一
警務部会計課長	浅沼圭

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、各委員からの発言通告がありませんので、付託議案に関する質疑は終局したものと認めます。

付託議案について、討論・採決を行います。

議案第208号、議案第216号、議案第217号、議案第218号、議案第219号及び議案第220号、以上6件を一括議題とします。

討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

採決します。

議案第208号ほか5件は、原案のとおり可決すべきものと、決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

議案第208号ほか5件は、原案のとおり可決すべきものと、決定されました。

次に、請願の取扱いについて決定します。

まず、請願第7号「義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための政府予算に係る意見書採択に関する請願について」を議題とします。

本請願の取扱いは、どのようにしますか。

【「継続審査」と呼ぶ者あり】

【「採択」と呼ぶ者あり】

委員長

継続審査とする意見と、採択すべきとの意見がありますので、まず継続審査とすることについて、討論を行います。

会議の概要

午後1時31分 開議

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

挙手により採決します。

請願第7号は、継続審査とすることに賛成の方、挙手願います。

【賛成者挙手】

委員長

賛成多数であります。

よって、請願第7号は、継続審査とすることに決定されました。

次に、請願第11号「秋田県立西目高等学校再編整備に係る請願について」を議題とします。

本請願の取扱いは、どのようにしますか。

【「継続審査」と呼ぶ者あり】

委員長

請願第11号は、継続審査とすることに決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

よって、請願第11号は、継続審査とすることに決定されました。

次に、所管事項について、閉会中においても調査を継続することとして御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

よって、所管事項については、閉会中においても調査を継続することと決定されました。

この旨、議長に申し出ることとします。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は、全て終了しました。

本日の委員会を終了します。

閉会します。

午後1時34分 閉会